

平成30年第2回定例会（12月議会）
産業観光委員会（分科会）会議録

書記 藤澤直洋 録

観光文化スポーツ部観光戦略課 山内雅絵
産業労働部産業政策課 伴藤 崇

会議の概要

招集年月日時 平成30年11月27日（火曜日）

予算特別委員会終了後

招集場所 議事堂 産業観光委員会室

午前10時31分 開議

本定例会における案件（委員会）

- 1 議案第211号
公の施設の指定管理者の指定について
- 2 議案第212号
公の施設の指定管理者の指定について
- 3 陳情第25号
羽越本線の高速化及び複線化並びに羽越新幹線建設の促進について
- 4 付託案件以外の所管事項

本定例会における案件（分科会）

- 1 議案第191号
平成30年度秋田県一般会計補正予算（第5号）（観光文化スポーツ部及び産業労働部の関係部門）
- 2 議案第195号
平成30年度秋田県電気事業会計補正予算（第1号）
- 3 議案第196号
平成30年度秋田県工業用水道事業会計補正予算（第1号）

出席委員

委員長	佐藤 賢一郎
副委員長	鈴木 雄大
委員	小田 美恵子
委員	近藤 健一郎
委員	三浦 英一
委員	小原 正晃
委員	加賀屋 千鶴子

説明者

観光文化スポーツ部長	佐々木 司
観光文化スポーツ部次長	嘉藤 正和
観光文化スポーツ部次長	恵比原 史
インバウンド推進統括監	益子 和秀
観光文化スポーツ部参事 （兼）スポーツ振興課長	飯坂 尚登
産業労働部長	水澤 聡
産業労働部次長	石川 聡
産業労働部次長（兼） 産業技術センター副所長	佐藤 明
新エネルギー政策統括監	石川 浩司
食品産業振興統括監 （兼）観光文化スポーツ部次長	吉尾 聖子
産業政策課長	佐藤 徹

平成30年11月27日（火曜日）

本日の会議案件

- 1 会議録署名員の指名
- 2 審査日程

本日の出席状況

出席委員

委員長	佐藤 賢一郎
副委員長	鈴木 雄大
委員	小田 美恵子
委員	近藤 健一郎
委員	三浦 英一
委員	小原 正晃
委員	加賀屋 千鶴子

書記

議会事務局議事課	藤澤直洋
議会事務局政務調査課	佐藤 忍

委員長

ただいまから、産業観光委員会を開きます。

本日の委員会を開きます。

初めに、会議録署名員を指名します。

第2回定例会12月議会を通しての会議録署名員には、近藤委員、三浦委員を指名いたします。

次に、委員会の審査日程についてお諮りします。

審査日程案及び付託議案一覧表を配付しておりますので、これらをごらんの上、審査日程案について御意見を申し上げます。

なお、審査の進捗状況によっては、審査日程からずれることがあり得ますので、あらかじめ御承知おきください。審査日程案について、御意見等ございますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

審査日程は、原案のとおり決定して御異議ありません。

せんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

委員長

御異議ないものと認めます。

審査日程は、原案のとおりとすることに決定されました。

本日はこれをもって散会し、12月7日、金曜日の予算特別委員会終了後に委員会及び分科会を開き、観光文化スポーツ部関係の審査を行います。

散会します。

午前10時32分 散会

平成30年12月7日（金曜日）

本日の会議案件

- 1 分科会会議録署名員の指名
- 2 議案第191号
平成30年度秋田県一般会計補正予算（第5号）（観光文化スポーツ部の関係部門）
（趣旨説明・質疑）
- 3 議案第211号
公の施設の指定管理者の指定について
（趣旨説明・質疑）
- 4 議案第212号
公の施設の指定管理者の指定について
（趣旨説明・質疑）
- 5 陳情第25号
羽越本線の高速化及び複線化並びに羽越新幹線建設の促進について（質疑）
- 6 観光文化スポーツ部関係の付託案件以外の所管事項
（趣旨説明・質疑）

本日の出席状況

出席委員(分科員)

委員長(会長)	佐藤賢一郎
副委員長(副会長)	鈴木雄大
委員(分科員)	小田美恵子
委員(分科員)	近藤健一郎
委員(分科員)	三浦英一
委員(分科員)	小原正晃
委員(分科員)	加賀屋千鶴子

書記

議会事務局議事課	藤澤直洋
議会事務局政務調査課	佐藤忍
観光文化スポーツ部観光戦略課	山内雅絵
産業労働部産業政策課	伴藤崇

会議の概要

午前10時52分 開議

出席委員(分科員)

委員長(会長)	佐藤賢一郎
副委員長(副会長)	鈴木雄大
委員(分科員)	小田美恵子
委員(分科員)	近藤健一郎
委員(分科員)	三浦英一
委員(分科員)	小原正晃
委員(分科員)	加賀屋千鶴子

説明者

観光文化スポーツ部長	佐々木 司
観光文化スポーツ部次長	嘉藤 正和
観光文化スポーツ部次長	恵比原 史
インバウンド推進統括監	益子 和秀
観光文化スポーツ部参事 (兼)スポーツ振興課長	飯坂 尚登
観光戦略課長	石黒 道人
観光振興課長	成田 光明
秋田うまいもの販売課長	大友 義一
交通政策課長	高橋 一也
文化振興課長	兎澤 繁友

委員長(会長)

ただいまから、本日の委員会及び分科会を開きます。

初めに、分科会会議録署名員を指名します。

第2回定例会12月議会を通しての分科会会議録署名員には、近藤分科員、三浦分科員を指名します。観光文化スポーツ部関係の議案の審査を行います。議案第211号及び議案第212号を議題とします。

なお、分科会では、議案第191号のうち、観光文化スポーツ部に関係する部門の審査を行います。観光文化スポーツ部長の説明を求めます。

観光文化スポーツ部長

【部局関係説明書により説明】

委員長(会長)

次に、関係課長の説明を求めます。

観光戦略課長

【補正予算内容説明書、議案〔8〕及び提出資料により説明】

観光文化スポーツ部参事(兼)スポーツ振興課長

【議案〔8〕及び提出資料により説明】

委員長(会長)

以上で説明は終了しました。

議案に関する質疑を行います。質疑は各課一括して行います。

三浦英一委員(分科員)

県立武道館について、前も言ったことがあるのですが、完成して間もなく上のほうから物が落ちてきたりしたのです。資料の審査結果の中に、県民の平等利用や、適正・確実な管理能力などとありますが、県民の安全や安心という項目はこの中のどこに入るのですか。

観光文化スポーツ部参事(兼)スポーツ振興課長

基本的に県有体育施設の指定管理をしてもらう場合には、一般県民に幅広く使われるわけですので、当然のことながら安全、安心ということは常にお願いをしています。また、特に自然災害、老朽化に関してはいつも目配りをしていただき、こちらからも

指導の上で、とにかく安全、安心という部分には気を使っていたとということでお願いしています。ですので、今回指定管理者として一般財団法人秋田県総合公社が決まりましたが、適正・確実な運営という部分で評価をしています。

三浦英一委員（分科員）

分かりました。では、この部分は満点だと30点ということですが、この24.8点というのはまあまあいいほうという認識でよろしいわけですか。

観光文化スポーツ部参事（兼）スポーツ振興課長

委員平均で8割の点数——満点の8割をとっていますので、適正であると判断をされました。

三浦英一委員（分科員）

私としては、利用者がより安全で、より安心して使える設備ということで、この部分に関してはもう少し厳しく、もう少し点数を上げるように、指定管理者をお願いしていただければと思います。特にスポーツ関係だと、けがも多いし、例えば柔道でしたら畳が少しでもずれると、足技などで指を挟んで大けがをした高校生も柔道の選手でいましたので——ここではなくて、ほかの地域ですが——そのようなことをきちんとするためにも、この辺りの評価はもう少し厳しく指定管理者をお願いしておいてくださいという意見が出たことを言っておいてください。

観光文化スポーツ部参事（兼）スポーツ振興課長

御意見ありがとうございました。5年に1回選定されるわけですが、そのときの評価だけではなく、日ごろから安全、安心に気を使っていたくようこちらからも日々指導してまいりたいと思いますし、また大会等は競技団体が中心に行いますので、そちらのほうにも万全の安全体制をしいてもらうようお願いをしていきたいと思います。

三浦英一委員（分科員）

よろしくお祈りします。

鈴木雄大委員（分科員）

武道館について関連で質問します。選定委員会の主な意見の中で、利用促進の部分にも触れられていますが、これに関しては指定管理者側から何か具体的な提案や意見もあったのですか。

観光文化スポーツ部参事（兼）スポーツ振興課長

天井が高いので、今現在も新体操の練習や卓球、それからバドミントンなど、武道以外にも幅広く使われています。その話と、あれだけ広い空間があるわけですので、今後も、幼児も含めて幅広い活用を進めていきたいというような話がございました。

鈴木雄大委員（分科員）

分かりました。前にもこの委員会の場で話したと思うのですが、子供や高齢者、働く世代の利用拡大という部分がありますが、武道館に土俵もありまして、インバウンド対策の中で、他県においては有効

活用している例もありますし、はだしで直接土に触れることは、ロコモ（ロコモティブシンドロームの略。骨、関節、筋肉などの運動器の衰えにより、日常生活に支障を来している状態のこと。）対策にもいいという健康増進の部分もあると思います。是非ともそういった視点も含めて競技団体とも連携しながら、武道館の利活用を進めていただければと思います。特に土俵というのは土で、適切な管理をしないと割れたりするので、利用率を上げたほうが、最終的には維持管理の経費も掛からないことにつながると思いますので、是非とも検討をよろしくお祈りしたいと思います。

観光文化スポーツ部参事（兼）スポーツ振興課長

いろいろな形で、武道館の自主事業も管理者に任されている部分ですので、その中で幅広くより使っていただくように、指定管理者をお願いしたいと思います。

また、土俵については、一時期余り使用されなくて、ひび割れのため全面改修した経緯もございますので、そういった部分も年齢に関係なく使えるように、また協会とも相談をさせていただきながら利活用してもらうよう、指定管理者にも伝えたいと思います。

小田美恵子委員（分科員）

説明いただきました男鹿水族館の指定管理者ですが、エントリーしたのは1社だけだったのですか。

観光戦略課長

今回申請されたのは、株式会社男鹿水族館1社になります。

小田美恵子委員（分科員）

私たちは、点数からいうと、80点を超えるとよいと思うので、ぎりぎりの点数ですが——選定委員会での意見は出ていますが、これからもう少し上げられる要素が男鹿はすぐ出てきているのではないかと思います。水族館の入館者が少なくなっているとはいいながら、最近のなまはげのことでもそうですし、駅前に出来た大きな施設（男鹿市複合観光施設オガーレ）もありますし、非常にいろいろな場面で男鹿には光が当たってきていると思いますので、化けるいいチャンスではないかと思います。今までのことから更に視点を変えて、この機会を逃さず——5年間というのは短いようで結構な長さですので、大事にしていきたいと思いますが、何か皆さんが心に思っている戦略的なことがあればお聞かせください。

観光戦略課長

委員からお話がありました部分は、大変大事なところでありまして、今回点数——いわゆる評点が若干低かった理由は、やはり利用者が減少している部分にあると私どもも思っています。今後の利用者増

加に向けた取組を一生懸命進めていかなければいけないと思いますが、まず1つとしては、お話がありましたように周辺の観光施設やいろいろなところと連携して、男鹿半島全体でお客様を集めて、戸賀の——一番奥のほうですが——水族館まで回遊していただけるような仕組みを作ってまいりたいと思います。

2点目としては、水族館自体の魅力アップにも取り組んでいかなければいけないと思います。ハードの部分では投資も掛かるので、なかなか難しい部分がありますが、ソフトの部分、いわゆる展示の部分でお客様から喜んでいただける展示、あるいは9月の委員会でも御説明いたしました、ホッキョクグマの豪太のお嫁さんを探しておりまして、できましたらそういった取組によって、またたくさんのお客様に見ていただける機会を作っていければと考えています。

小田美恵子委員（分科員）

本当にみんなで——私たちもそうですが——新しいアイデアも入れながら盛り立てていくチャンスだと思いますので、御健闘を期待しています。

近藤健一郎委員（分科員）

この男鹿水族館の候補者選定団体の株式会社男鹿水族館は、いかにもこのためにあるような会社ですが、これは、新しく水族館が完成する前からある会社ですか。

観光戦略課長

株式会社男鹿水族館は、男鹿水族館の運営を目的に設置された会社です。設立時期については、済みませんが、少し調べさせていただきます。

近藤健一郎委員（分科員）

ちなみに、代表者はどなたですか。取締役や役員はどのような構成ですか。

観光戦略課長

株式会社の代表取締役には、芝田昭博さんという方が就任しています。以前株式会社プリンスホテルで執行役員を務められていた方ということで、観光業のプロの方が営んでいます。この会社は、いわゆる第三セクターということで、秋田県が51%を出資、男鹿市が31%、更にプリンスホテルが10%、その他いろいろな地元の企業が出している構成になっています。役員は、代表取締役の芝田さんのほか、県からは私が非常勤取締役になっていますし、男鹿市からは副市長が非常勤の取締役に就任しています。

近藤健一郎委員（分科員）

分かりました。

観光戦略課長

先ほどお問い合わせがありました株式会社男鹿水族館の設立は、平成15年度です。平成16年度にこの水族館が新しくオープンしていますので、それ

に合わせたような時期に設立されています。

近藤健一郎委員（分科員）

県も出資している、男鹿市も出資している、なおかつ名前からして水族館オンリーの事業をやる会社と思うのですが、申請が1社しかないというのは、どんなものですか。いわゆる独占企業のようなものと考えてしまうのですが——ちなみに1社しかなければ料金というか、経営状況もこの程度ですとなれば、こちらでは、「ああ、そうですか。」と、のむしかないというか、判断基準がないような気がしますが、その辺はどういうお考えで選定されているのですか。

観光戦略課長

私どもとしては、指定管理者の選定に当たり、広く公募ということで、県内に限らず、県外の企業でもいいので、やってみたい方には是非応募していただきたいという形ではお願いしています。ただ、男鹿水族館については、やはり非常に運営の条件が厳しい——水族館については基本的に水族館の周辺にどれだけのマーケットがあるのか、需要があるのか非常に大事な部分です。そういった点からすると、男鹿半島の先端にあって、いわゆるマーケットと言われている部分にはもう数万人の人口しかいないところで、100万人規模の人口がないとなかなか経営が成り立たないと言われていた中、今努力して運営していただいています。多くの方に応募はしていただきたいと思いますが、なかなかそういった条件面から他県の企業あるいは県内のほかの企業からの応募が少ないのではないかと見ている次第です。ただ、1社しか応募はありませんでしたが、この会社がこの県立水族館の運営にふさわしいかどうかはきちんとチェックして指定をしたいと思っていますし、この後も運営については私どもとしてきちんとチェックして進めてまいりたいと思います。

近藤健一郎委員（分科員）

運営費と言うのでしょうか、事業費と言うのでしょうか——それは県のほうで「この分だけですよ。」と言うのですか。それとも向こうから掛かった分を申請して、それを精査して、「ではこのぐらい。」となるのですか。

観光戦略課長

男鹿水族館の運営については、利用料金併用制をとっています。本来収益性もある施設ですので——利用料金制というのは基本的に自分たちでお客さんを増やして入場料を取って、その入場料で賄ってくださいという——いわゆる掛かる費用を賄ってくださいというのが利用料金制というものです。ですが、男鹿水族館に関しては先ほどお話ししたとおり、いろいろ条件的に難しい部分がありますので、県がいろいろ試算する中で、入場料収入だけでは賄えない

部分を指定管理料として支出して、残りの部分は自分たちで頑張ってくださいと——言い方としては最初からある金額を、「この部分は提供しますので、それにプラスで自分たちの収入を上げて稼いでください。」と、「費用を賄うように頑張ってください。」と、そういうやり方をしています。水族館については、そういったやり方でやっており、公募の際にあらかじめ県からこの水族館を運営するに当たり、年額この施設については8,664万円が上限ですが、この金額をお出ししますと伝えています。それ以外の部分を自分たちで稼ぐ形で、要は企業として頑張ってみてくださいという形で公募しています。それに対して応募があったのがこの会社1社だったという形になります。

近藤健一郎委員（分科員）

御丁寧にありがとうございます。端的に伺いますが、要は株式会社男鹿水族館で利用者収入だけでは運営は成り立っていないという理解でよろしいですね。

観光戦略課長

委員のおっしゃるとおり、利用料収入だけでは成り立っていないくて、県からその差額の部分をあらかじめ提示して補填する形で運営をしていただいている状況にあります。

近藤健一郎委員（分科員）

分かりました。少し長くなりましたが、スポーツ振興課の県立武道館の2ページの下の方で、分からない部分があるので教えてください。経営状況は健全で安定している、評価できるうんぬんとありますが、「ただし、県民会館の閉館などにより事業収益の減少が見込まれる」という部分、これはなぜ県民会館の閉館が県立武道館に関係があるのですか。

観光文化スポーツ部参事（兼）スポーツ振興課長

この審査を受けたのが、一般財団法人秋田県総合公社でありまして、秋田県総合公社は県有施設の指定管理を多く受けています。その中に県民会館もありますので、武道館の管理事務所だけではなく、総合公社として個々に申し込んでいただいていますので、全体の経営状況を見た上でこういう意見が出されています。

近藤健一郎委員（分科員）

それは余計なおせっかいというか、別に関係ないのではないですか。県立武道館だけの話をなさるのであって、総合公社全体の話をされても、総合公社も困るのでは……。何かよく分かりません。

観光文化スポーツ部参事（兼）スポーツ振興課長

県立武道館は、完全指定管理ということで、先ほどの男鹿水族館とは違って利用料も全て県に入ってきて、その上でトータルの管理費、人件費を武道館にお支払いしています。そういった施設が県有

体育施設はほとんどなのですが、ここに申し込んできている秋田県総合公社——税理士は各施設の財務諸表を見るのではなくて、そこを管理する大元の総合公社本社の財務状況を判断して評価することになっていますので、税理士からは総合公社の全体の会計を見た上でこういった意見を頂いています。

近藤健一郎委員（分科員）

そうなのですか、分かりました。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

指定管理の関連で、先ほど男鹿水族館の運営費として支出する上限が8,660万円くらいとありました。上限なので、これを上回らないということなのですが、ここ数年の支出している金額をお知らせください。

観光戦略課長

平成31年から平成35年、今後の部分については年額8,664万円を上限とする債務負担行為について議会から御承認いただいています。これが今後の条件となります。平成30年以前については、指定管理料は少し別の考え方をとってしまして——平成25年に男鹿水族館の改修を行い、ひれあし's館という新しい施設を造り、利用の拡大を図りました。その後やはり展示物が古くなっていくとお客さんが年々減っていくだろうと、要は運営の条件が悪くなっていくだろうということで、毎年指定管理料が上がっていくような仕組みを作っています。現時点では、平成29年は8,689万6,000円、平成28年度は8,264万6,000円、平成27年度は7,584万6,000円、平成26年度は6,734万6,000円ということで、5年間で6,700万円から8,600万円まで毎年上がっていくような指定管理料の設定をしていました。今後については、企業努力も含めて年額同額でお願いしたいと今考えているところです。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

この点については、分かりました。

初歩的なことだと思うのですが、この審査の項目はそれぞれどちらも同じですが、満点の点数の基準が違うのです。これは、何か目的というか、例えば機能別に変えているなどの基準があって、満点の点数、評点に変化を持たせているのですか。そういう基準が何かあるのですか。

観光戦略課長

審査に当たっては、100点満点のうち、委員会に配付した資料のとおり、例えば設置目的の効果の部分では30点を満点にして判断してください、あるいは効率的な管理運営が行われているかについては20点をというように、それぞれの審査員の方に審査をお願いしているところです。その中でいわゆる評点の付け方については、正直審査員が全員同

じではないものですから、それぞれの審査員の方の考え方で付けていく部分はあるのですが、おおむね6割、いわゆる非常に課題があるという部分になりますと5割から6割というような点数付けがなされます。一定の合格というか、ある程度適格性があるという部分については……

委員長（会長）

質問の意味が少し違います。

【「配点」と呼ぶ者あり】

観光戦略課長

理解が悪くて済みません。配点については、あらかじめこういった配点にすることが県の指定管理の規定の中で決まっております……。済みません、意図が分かりました。大変申し訳ございません。これについては、それぞれの施設の性格等を踏まえながら配点をしています。水族館については、公の施設の中でも観光的な意味合いが強いこと、あといろいろと置かれている状況等を考えまして、ウエートを武道館とは違う部分で、効率的な管理よりは設置目的——いわゆる県の観光振興などといった部分に資する部分に高いウエートを置いています。ここは私ども設置者の考え方でこういった配分をしているところです。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

分かるようで……。配点が違うのはどうなのですか。項目は分かるのです。その重きを置くか置かないかのそれは分かるのですが、そうするとそのときそのときで配点の基準が違うのですか。それは、例えばまた別の施設の指定管理の公募をするときに、そのときに判断するということですか。決まっているということですか。

観光戦略課長

県の指定管理者の選定のガイドラインの中で、この項目が決まっています。ただ、どの部分にどれだけの重きを置くかというのは、施設の内容が全然違いますので——例えば私ども観光戦略課が担っている施設は、交流人口の拡大や、できるだけ多くの利用者に観光として楽しんでいただくといった部分に力点を置いた運営をやはりしていただかなければいけませんし、武道館については観光施設とは異なるいろいろなウエート付けがあると思います。全县にこれ以外にも指定管理になっている公の施設がたくさんありますが、的確に管理するのが主目的になる部分、あるいはとにかくお客さんをたくさん入れるところ、あるいは自分たちの創意工夫を求める部分がある施設など、いろいろと性格が異なります。そういった部分でウエート付けが変わってくるという理解でいます。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

分かりました。私もその重き——審査するときに、

その施設の目的によって中心的に審査する部分が変わるのは分かります。ただ、どういう施設であっても効率的な管理は必要だと思いますので、今回選ばれた会社についてどうということではなくて、私のような疑問を持つ場合も多分あると思うのです。そのため、こういう問題ですから、公平にというか、透明性がきちんと保たれるようにしなくてはならないと思いますので、その点については何か基準というか、基準にできるものなのか分かりませんが、そういう透明性をより高めるような努力は必要ではないかと思いますが、いかがですか。

観光戦略課長

透明性というお話でしたが、今のお話の中の透明性というのは、どこに何点の配点を置くかという部分のお話ということでよろしいでしょうか。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

そこです。今回もどちらも1社しか手を挙げていないわけです。どちらも民間のより広いところが手を挙げてくるということはなかなか考えづらい施設ではあると思うのです。そのため、その辺は設置している行政側として努力することも私は必要だと思いますので、そこは全然否定しているものではないですが、ただ先ほど言ったようにその施設の目的に合わせて評点を変えるとすれば、その辺は明らかにしておくべきではないかと思います。

観光戦略課長

配点については、公募の段階であらかじめお示ししていますので、ここを運営してみたいという方には、要は我々設置者側として何に力点を置いて皆さんの審査をするのかをお示ししているつもりです。

あと、ウエート付けが違う部分についてきちんと皆さんが理解できるようにという部分ですが、たまたま今回2つありますので、あちらよりこちらが高いじゃないか、低いじゃないかというお話になる部分があると思うのですが、水族館ということで説明させていただければ、効率的な管理もちろん大事な視点ですし、これはかけがえのない視点というか、大事な部分ですが、私どもの施設は先ほど申し上げましたとおり利用料金制を相当な部分に導入して、できるだけ多くの方に観光施設として利用していただきたいといった部分に力点を置くとするれば、効率的な管理はもちろん重要ですが、設置目的の効果を発揮する部分に注力した形で私どもとしては審査をさせていただきたいといった認識で考えているところですので、御理解いただければと思います。

観光文化スポーツ部長

加賀屋委員からの御指摘は、たまたま今回2つの公の施設の指定管理者の指定を議案として提案させていただいていますが、その配点のウエートがそれ

それぞれの施設で異なるのではないかと、その異なる理由に透明性がしっかり確保されなければいけないのではないかという問題提起だと受け止めています。先ほど来観光戦略課長は、それぞれの施設の性格を基本に御説明を申し上げていますが、基本的にはその施設の性格ということに、突き詰めればなっていくのだろうと思います。この件について申し上げますと、水族館であれば、基本的には観光客を集めて多く入っていただきたい施設ですので、目的の達成という審査項目がありますが、目的を達成するためには一人でも多くの方々に来館していただく工夫を一生懸命していただいて、収入を上げて、その結果として指定管理料の圧縮につながっていくのではないかと、そういう要請が強く求められる施設ということが言えるのだろうと思っております。水族館については利用料金制の中でも自分たちで稼いだ使用料は、その会社の収入になります。ただ、運営で出る赤字は県からの指定管理料ということで補填されるという仕組みの中で、できるだけその利用料収入を稼いでいただくことのインセンティブを持ってもらう意味でこの配点が高くなっています。

一方で武道館については、使用料は基本的には県が頂いてまして、ほぼ運営費を、丸々総合公社にお渡しする形になっています。こちらの設置目的は——もちろん観光客を誘客するといったような設置目的と、例えば武道館等を利用促進することによって健康増進や体力を向上しましょうといったような目的を、どちらが高い低いといえますか、優劣を比べることはできないわけですが、施設の性格としては、同じように誘客、利用促進を図るにしても、基本的には県民向け——もちろん全国的な大会などもあるのですが、県民をターゲットにしている中では、なかなか広がりを持っていけないだろうということもあって、そうであれば安全、安心に、しかも効率的な管理をしっかりしてもらいましょうということに設置目的の並びでいえば重きを置いているということです。広く誘客することをメイン目的に置いた施設か、あるいは県民利用を中心にして上手に運営することを求めている施設かと、言ってしまうとその2つの性格の違いということになるのだろうと思っております。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

分かりました。

小原正晃委員（分科員）

私も秋田ふるさと村で勤めさせていただいたことがありますので、この指定管理の関係や男鹿水族館の苦労なども十分理解できていると思っております。ただ1つ気になるのが、この選定委員会での主な意見にもあったのですが、先ほど来課長と部長からもお話があった多くの方に利用していただきたい施設だと

いうところです。男鹿の観光に多くお客さんと呼んで、周辺に経済効果を波及させていきたいというのがこの設置目的だと思います。この周辺の人口減少などもあわせて、半径100キロぐらいの圏内において、非常にお客が——子供も少なくなっているし、減少しているのは理解できます。ただ、やはりここで入場者をしっかり確保して、一定数利用してもらって、必要とされる施設ということがこの男鹿水族館の意味だったり定義だったりであると思うので、この入場者減というのがやはり少し気になるところです。私もそういう施設にいたものですから、大きく2つやらなければいけないと思っていて、1つは、この施設自体の魅力のアップだと思います。先ほど来この施設の魅力アップというのは、ひれあし's 館だったり豪太君のお嫁さんを探したりというようなハード面に近いところで非常に力を入れて今後の集客をしていこうというようなことだと思います。ただ、私はもう一つ、余りお金を掛けなくてもソフト面で、ここの職員の人たちが様々な知恵を出し合っただけで入場者を増やしていくような——様々な他県の水族館や動物園の例などを見れば、生態を見せるような取組だったり、工夫を変えてやっているような例もあると思います。そういったところは今回の指定管理者の選定において、男鹿水族館ではどのように考えられているのか少し教えていただければと思います。

観光戦略課長

今お話がありました部分についてですが、男鹿水族館としてまず周辺と連携をしてお客様を集めようということをやっています。例えば……

小原正晃委員（分科員）

ごめんなさい、話の途中で。施設の魅力アップが1つと、あともう一つが周辺との連携だと思っていて、今聞きたいと思っているのが、施設自体の、点としての魅力アップについてです。

観光戦略課長

水族館として、館内のいろいろな企画でお客様を集めようとして取り組んでいます。例えば最近であれば先月の11月26日に豪太が15歳の誕生日を迎えましたので、イベントを行って話題を作ってお客様を集めたり、あるいはアザラシに今赤ちゃんが生まれようとしていますので、そういったものを使って企画を行ったり、年末には水槽の前で魚を見ながら食事をとれるような企画をやるなど、運営者側で従業員のアイディアをいろいろと反映する中で取組を進めようとしています。今委員からお話があったとおり、ベースの人口が減っているなど厳しい部分はあるのですが、運営者側のそういった創意、企画によって、できるだけ多くのお客様を集められるように取り組んでいきたいと思っております。

小原正晃委員（分科員）

働く人たちの様々なアイデアを取り入れて、もう少しそれを発信できるような取組をしてもらえればと思っています。私も秋田ふるさと村で一日に2回か3回ぐらいなまはげの衣装を着て——1周回っても1時間掛からなかったのですが——やっていました。イベントを頼めばお金を払うわけですが、従業員がやっていれば費用は出てこないのです、お客様に喜んでもらえるイベントを自分でやるのです。東京事務所もあきた美彩館でイベントを行ったりしていると思うのですが、今いろいろな取組ができると思いますので、是非ともそういうところも施設の魅力アップとしてお願いします。

もう一点、周辺施設との連携などによって入場者を増やしていく取組ですが、市町村との連携——先ほど小田委員からもありましたが、なまはげの話だったり、オガレの話だったり、それから農林水産部の水産振興センターも新しくなったりして、男鹿がいろいろな魅力のあるところになっています。そういった取組はどうしていくのが1点です。それから、冬の取組です。選定委員の中に宿泊施設の関係者にも入ってもらっていますが、冬の間は、休業している宿泊施設もあると思うのです。ここをどうしていくのが常に課題だと思うのですが、そういったところも含めてどうしていくのかの方向性を教えてもらえますか。

観光戦略課長

地元や周辺との連携については、例えばアジサイで有名な雲昌寺に、今非常にお客様が集まっているのですが、今年度からはこちらとの相互割引のような形で、「アジサイを見て水族館へもどうぞ。」というような形の連携なども始めています。また、お話のありましたとおり、男鹿に新しくオガレという施設が出来ましたが、こちらに実はこの株式会社で出店しています。ジェラート等の販売をしているのですが、そういった中で、そこで帰ってしまうのではなく、水族館に来ていただけるように若干の割引や情報提供をするなどといった形で連携を組んでやっています。温泉街もありますし、なまはげ館等もあります。なまはげは今非常に話題になってまして、この2月には柴灯まつりに合わせて、従業員のダイバーがなまはげの衣装を着て、水槽の中に入るといった企画も考えています。引き続きそういったことで取り組んでまいりたいと思います。

また、冬は、やはり非常にお客様が落ち込む時期です。海沿いにあるので、どうしても季候が悪く、非常に厳しい環境にあり、アクセスの問題もあるので利用者が減るものですから、冬季には駅までの送迎をしてみるなど、今いろいろと指定管理者がアイデアを出しながら冬季の誘客に努めたいと考えてい

ます。私どもとしてもできるだけサポートしていきたいと思います。

小原正晃委員（分科員）

入場者数が肝だと思えますし、周辺への経済波及効果もあると思いますので、是非ともハード、ソフト合わせて頑張っ取り組んでもらいたいと思います。

三浦英一委員（分科員）

石黒課長が、今周辺との連携とおっしゃっていました。G A O（秋田県立男鹿水族館G A O）に行く手前の船川にオガレが出来ましたが、その後、ずっと海岸線を見ながら行って、ちょうどいい時間になると、そこにわらび座が経営したきららか（男鹿桜島リゾートHOTELきららか）があります。そこに泊まって次の朝、そこからすぐのG A Oに行くという形で、町内会や老人クラブの皆さんが結構利用していたのです。きららかでは夕日が見えて、きれいだ大変好評で、また行きたい、泊まりたいという人がいたのです。ところが、今年の9月ごろにきららかも閉鎖しました。その周辺、たしかG A Oの上に1つ旅館があるのです。そこも経営者が替わったりして、厳しい状況を抱えながら頑張っているのですが、周辺の宿泊施設も減少する中で、もう少し今度の指定管理の予定者にはいろいろと取り組んでいただきたいということです。町内会や老人クラブの皆さんがG A Oの予約をすると、芝田社長がみずから案内してくれたりして、好評なのです。そういうふうに社長も努力しています。ただ周辺の宿泊施設もなくなってしまって——船川のオガレまで行って、G A Oを見て帰ってくるのは結構遠いのです。ですから、途中で泊まって、次の日の朝G A Oを見て、その後入道崎に行ってお昼御飯を食べて、真山神社やなまはげ館などを見て帰るのがパターンだと思います。ですから、周辺の宿泊施設の連携というよりも、宿泊施設がなくなっているところもあるので、指定管理の予定者には、今後その辺のところを——日帰りではなく、男鹿に宿泊してもらいたいのであれば、その辺のしっかりした考えを持ちながらやっていかないと、今小原委員が言ったように宿泊や収入にはなかなか厳しい部分がこれからもあると思います。是非その辺は指定管理の予定者に頑張っただいて、宿泊を兼ねて男鹿に行くことについても更なる取組をお願いしたいと思っていますので、何とかお願いします。

観光戦略課長

委員から今お話があったことは、大変重要な部分で、男鹿全体の宿泊客もなかなかこのところ伸び悩んでいる状況にあります。なまはげ館を見たりG A Oに寄ったり、あるいは温泉を楽しんだりといった形で周遊していただけるルート作りを、指定管理

者にもお願いしたいと思ひますし、私どもとしても地元や温泉街と協力しながら進めてまいりたいと思ひます。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で観光文化スポーツ部関係の議案の質疑を終了いたします。

次に、請願はありませんので、陳情等の審査を行います。

配付しております陳情等一覧表により審査を行います。6ページをお開きください。陳情第25号「羽越本線の高速化及び複線化並びに羽越新幹線建設の促進について」を議題とします。

質問等ございませんか。

三浦英一委員（分科員）

このところいよいよ羽越新幹線で地域も盛り上がってしまして、山形県、新潟県も含めて期成同盟会等もやっていますし、由利本荘市長からこのように毎回陳情等が来っています。知事も今新幹線に関しては前向きに捉えていただいていますので、地元の熱気に呼応できるような体制作りを是非私からもお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

交通政策課長

国に対する要望でも、フル規格の奥羽新幹線、羽越新幹線については知事が大臣に直接お願ひしていますし、またその他財務大臣等にも積極的にお願ひしています。私どもも整備促進の同盟会や民間の方々に要望への同行を願っていますので、そういった地元の盛り上がりを中心に国に伝えて、少しでも早く整備されるように頑張っています。

委員長（会長）

そのほかございますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で陳情等についての審査を終了します。

審査の途中ですが、昼食のため休憩します。再開は午後1時15分といたします。

午前11時51分 休憩

午後 1時15分 再開

出席委員(分科員)

委員長（会長）	佐藤賢一郎
副委員長(副会長)	鈴木雄大
委員（分科員）	小田美恵子
委員（分科員）	近藤健一郎
委員（分科員）	三浦英一

委員（分科員） 小原正晃

委員（分科員） 加賀屋千鶴子

説明者

観光文化スポーツ部長 佐々木 司

観光文化スポーツ部次長 嘉藤正和

観光文化スポーツ部次長 恵比原 史

インバウンド推進統括監 益子 和秀

観光文化スポーツ部参事

（兼）スポーツ振興課長 飯坂尚登

観光戦略課長 石黒道人

観光振興課長 成田光明

秋田うまいもの販売課長 大友義一

交通政策課長 高橋一也

文化振興課長 兎澤繁友

委員長（会長）

委員会及び分科会を再開します。

休憩前に引き続き、観光文化スポーツ部関係の所管事項の審査を行います。

初めに、執行部から発言を求められておりますので、これを許可します。

文化振興課長

【「第2期あきた文化振興ビジョン（素案）」、及び「県・市連携文化施設（仮称）運営管理計画（素案）」について、提出資料により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明及び所管事項についての質疑を行います。質疑は各課一括して行います。

三浦英一委員（分科員）

県・市連携文化施設ですが、私はこれには賛成の立場でいましたので、いいものが出来ると期待しています。ただ今議会でも駐車場に疑問を投げ掛ける一般質問がありました。私も前の議会のときに委員会で、和洋女子高校跡地の200台分の立体駐車場について、冬場は雪が降るので大変だろうということをお話してもらいました。雪国ですので、私としては今でも立体駐車場は秋田空港のように屋根があったほうがいいのではないかと考えているのですが、部のほうではその後、お話に変化はありましたか。

文化振興課長

三浦委員に前回の議会で御意見を頂きまして、我々も再度検討いたしました。前回、屋根を架けるだけで1億円程度掛かるというお話をしたと思うのですが、その後設計会社に相談したところ、屋根だけで大体1.5億円くらい掛かるということでした。それから、屋根の上に雪を載せられるようなタイプにすると、基礎そのものから全部見直さなければならぬので、更に1億円程度は掛かるというお話を

頂いています。2億5,000万円を掛けて屋根を架けるのかどうかというお話だと思います。

それから、日照権の問題があります。北側というか、小さい道路のある、向こう側のほうには、屋根を架けると近隣の住居に日照上の問題が生じますので、屋根を架けられるのは南側の広小路側に面した60台程度分ということになります。

それから、11月9日に近隣の住民等を集めて広聴会を開いたところ、一番不安なのが駐車場だというお話でありました。近隣の住民からは、夜遅くまでエンジンを掛けられたり、それから駐車場に立って見下ろされて、自分の家を見られるような感じがするのではないかというお話もありましたので、駐車場に関しては相当配慮しながら造っていかねばならないと考えています。

設計会社が屋根なしの提案をしたときに一番ポイントとして上げていたのが、お堀の外から西側の景観を見たときに、駐車場の上に土手が広がって、その上に保存した樹木がきちんと見える形で整備したいというお話でしたので、三浦委員から頂いた意見もあるのですが、費用や景観の点を考えて、我々としては原案どおり屋根を架けない形で整備するのがいいのではないかと今考えているところです。

三浦英一委員（分科員）

分かりました。

小田美恵子委員（分科員）

少し議論が違うかもしれませんが、基本的なそもそも論からいうと、これは秋田の文化力を高めることを目指しているはずですが、いかがでしょうか。

文化振興課長

そのとおりです。

小田美恵子委員（分科員）

そうすると、自分で整理できなくてお聞きするのですが、方針2に「あきたの文芸」等とあります。秋田県は、六、七年前に県民の読書推進条例（秋田県民の読書活動の推進に関する条例）を作った県がありますし、11月1日には県民読書の日という記念日まで設けて、そのたびにいろいろなイベント等をやっていますが、その部分とはどのように整理を付ければよろしいですか。

文化振興課長

読書の部分は生涯学習という整理をしています。確かに広い意味で文化ではあるのですが、そのところは生涯学習と一般の文化振興のところ整理したところです。

小田美恵子委員（分科員）

県民読書の日に、たしか文芸表彰もなさるのですが、それは生涯学習のジャンルに入れるということですか。

文化振興課長

あきたの文芸そのものは、書く側、創作する人たちを振興していくという目的でやっていますので、文化振興として、この施策の中にも取り入れているということです。

小田美恵子委員（分科員）

取り入れている——語尾が分からなかったので、もう一回お願いします。

文化振興課長

方針2に、あきたの文芸という言葉も入れていますように、あきたの文芸に関してはこの文化振興ビジョンの対象としています。

小田美恵子委員（分科員）

あきたの文芸というのはどういうものですか。西木正明さんなど選者がいて、それで表彰するものとは違いますよね。

文化振興課長

委員が今おっしゃったのは、ふるさと秋田文学賞の話だと思います。そちらは読書を進める観点で設けたものです。このビジョンの中に書いているあきたの文芸は、創作活動を進めるという方針でやっているものです。

小田美恵子委員（分科員）

分かりました。そうすると、絵画などは美術館で、それから秋田文学賞は生涯教育というか、読書を進めるという形で、こちらは県民の創作活動を進めるという組み立てにするということで理解するわけですね。

更に行きますと、文化というのは、県民一人一人が心で感じて、心で考えて、そしていろいろなこと——秋田や自分のことばかりではなくて、いろいろな広い世界のことや相手の心にも思いをめぐらせることができる豊かさを醸成するものであると思うのです。それから押していくと、このビジョンは、プレーするステージだけに見えて、せっかく秋田に、いい文化の殿堂が出来るわけですが、私はやや物足りないと思えてならなかったのです。そういう議論はなかったのですか。

文化振興課長

このビジョンを作る前、1期目のビジョンを作るときにそういう意見はたくさんありまして、我々としては趣旨に盛り込んだつもりでした。

小田美恵子委員（分科員）

今は時代が大きく変わって、若い世代と私たちの世代と物の考え方は違うのですが、見る山は1つだと思うのです。秋田はこれがあるから秋田の文化なのだ、広くみんなに染み渡るような、もっと深いものを私は期待しています。利用料や駐車場の部分もそうですが、そこに盛る魂のようなものも磨き上げていくという辺りに、こだわりを持ってやっていただきたいと部長にお願いしておきますが、いかが

ですか。

観光文化スポーツ部長

それぞれの県民の方々が持つ文化との距離感や求めるものはいろいろと多彩であって、それらをしっかりと認識して文化振興に取り組んでいくべきだという御提案だと受け止めました。

この文化振興ビジョンについては、整理の仕方として、こういう形で創作活動を振興しましょう、応援しましょうなどという書き方にはなっていますが、もとよりそういう方たちのためだけの文化振興ビジョンではございません。県民一人一人が等しく文化というものを認識し、文化に触れる機会を可能な限り増やしていきたいということでございますし、それぞれに自分が行う文化活動は当然県民一人一人によって違いますので、何かを排除して、ここから先が文化であるというふうに決めるつもりは全然ございません。その辺は幅広い視点で対応していきたいと思っています。

小田美恵子委員（分科員）

お願いします。

小原正晃委員（分科員）

運営組織関係について、ソフト面の話をお聞きたいと思っています。素案の18ページで、指定管理者の選定について、県内事業者に一定の配慮を図ることを検討するとあります。県内の方にやってもらうのが当たり前だとは思いますが、県外ということもあり得るのですか。

文化振興課長

基本的には、県内事業者にやっていただきたいと思っています。ただ、この運営管理計画に書いているように、我々が求めているものが多くて、本当にこういう事業者が県内にいるのかというお話がいろいろなところからもありました。それで、現状をお話しますと、我々が持っているアトリオンという施設の指定管理者はビル管理会社なのですが、音楽事業が分かる人材を採用したり、東京などに住んでいる音楽関係の人などからアドバイザー的に意見を聞きながら施設を運営している実態もございます。ですので、我々としてはそういうビル管理会社や、ステージ運営をやっている会社などが母体となって、外から人を雇用したり、あるいはアドバイザー的、非常勤的に雇ったりという形で恐らくこの施設も運営できるのではないかと考えています。

小原正晃委員（分科員）

今の水道関係の民営化と似ている感じがするのですが、運営管理計画を読んでいくと非常に求めるものが多くて、こういった行政が求めることと県民のためになることが、普通の民間会社で果たしてやっていけるのかと少し思いました。もし県外業者になった場合、我々秋田の文化を発展させていくことを

前提に造った施設が、根本から崩れてしまう懸念もあったので、そういったところもこれからの運営会社の選定では気を付けていただきたいと思います。

もう一点ですが、レストランはどのような運営形態になるのですか。指定管理を受けた会社が運営するのか、若しくはその会社がレストランに委託をするような形になるのか、利用料金等も含めてどのような形態になるのかを教えてください。

文化振興課長

レストランの運営に関しては、2つのパターンが考えられると思っています。1つは、指定管理の中に含めてしまって、指定管理者がレストランも経営する、あるいは指定管理者がいったん引き受けて、自分で公募して、レストランも一緒になって運営していくやり方です。それと、これまで県内の文化施設では多かったと思うのですが、県、市がみずから公募して、レストランを置くという2つのパターンがあると考えています。ただ、全国の事例を見ると、後者の県が直接雇う場合では、経営がうまくいかなくなって抜けていくパターンがよくあります。我々としてはそれを避けたいので、今のところは指定管理の中に含めて一体となって運営していくのが一番いい方法ではないかと考えています。

小原正晃委員（分科員）

実は私もそう思います。小さいですが、秋田ふるさと村や道の駅十文字の運営も、テナント運営も含めてやらせていただきました。その経験からすると、やはりいろいろな事情によってテナントが抜けてしまうことがあります。秋田市のエリアなかいちのタニタ食堂など、いろいろな例があったと思います。やはりこれは指定管理者が一体となって運営して一しかもその利用料金は、条例を作るといった県の同じようなやり方では間に合わない部分がかなりあるとも思います。併せて、もし民間に委託するとすれば、レストランだけではなくて、自動販売機の収入などといったところも少しプラスしてやらないと、秋田では冬の間は人が減って閑散期があるものですから、なかなか運営が難しいと思います。テナントが抜けてしまう期間があることが一番損失だと思うので、民間の会社なのでどうなるか分からないところはありますが、できるだけ利用できない期間がないようにしてもらいたいと思っています。そのために、運営会社をなるべく早めに選定して、設計の段階からその会社がレストランの稼働率や席数などを一緒になって話せる環境にしないといけないと思います。私の経験では、行政が造って、「さあ、これで運営してください。」となってから、やはり合わないとなって、椅子やテーブルなどいろいろなものを替えて二重の手間が掛かってしまう場合が十文字の道の駅などでもありました。ですので、なるべ

く早めに指定管理者を決めて、運営形態を決めて打ち合わせをしないと、レストランの運営が非常に難しくなるのではないかと思います。コンセプトなども店によって多分あるので、単価を幾らにして、何回転させてやると机上で計画を作ってもなかなかうまくいかなくて、経営者とよく打ち合わせをする必要があると思っての話です。そういったところに気を付けてもらいたいと思うのですが、いかがですか。

文化振興課長

我々も同じ認識ですので、この施設の指定管理者の募集をなるべく早くやりたいと思っています。来年度の12月にはこの施設の設置条例である秋田県民会館条例を改正して、その後すぐに指定管理者の公募に入りたいと思っています。指定管理者が決まるのが施設のオープン1年半くらい前という想定で動いています。

小原正晃委員（分科員）

そうであれば安心しました。設置の段階から、設計者の人とも打ち合わせをしないと、造るときから参加していなかったから運営できなかつたのだという話にもなりかねないので、気を付けてもらいたいと思います。

もう一点、今はソフトの面で運営関係だったのですが、ハードの面で——私は今足をけがしているのですが——バリアフリー関係のところは、県民会館のように古い施設だとなかなか行きにくい、動きにくいところがありますが、そこをどのように考えていますか。

文化振興課長

今解体している県民会館では、ホールに入るとすぐに階段があって非常に評判が悪かったという評価があります。それで、我々はこの施設の実施設に当たって、何回もバリアフリーの団体と協議して、図面も全部見てもらいながら、トイレの配置などを全てチェックしてもらって、その意見を取り入れて設計を組んだところです。

小原正晃委員（分科員）

今少し足が不自由になって日常生活をしてみると、気付く部分がいっぱいあります。駅からここに来るまでだけでも、非常に段差や——電車ですら階段、段差がありますし、バスも大変ですし、この議会棟の中も階段がありますが、いろいろと気付くところがあります。せっかくこうして文化の面——特に東京オリンピック、パラリンピックなども含めて、いろいろな団体の人たちと一緒にやる文化の面なので、配慮してもらえるようにお願いします。

委員長（会長）

施設関係で、ほかにありませんか。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

今説明いただいた文化施設の運営管理計画の概要

版の貸館事業の利用規則の考え方で、利用申請は高機能ホールは13カ月前からなど書いているのですが、ここにあるように県民、市民の皆さんの利用機会が損なわれないように配慮することは、すごく大事な観点だと思うのです。せっかく施設が出来て——もちろん舞台で発表される方もそうですが、これまでの県民会館やジョイナスの利用のされ方を考えると、県民の皆さんに配慮することがうんと必要だと思うのですが、計画の素案を見ると、その部分の記述がないように思うのです。これはなかなか難しい部分だと思うのです。ステージで発表される方々のリハーサルも当然必要ですが、うまくやらないと県民の皆さんから不満が出てしまう部分ではないかと思うので、この辺りは具体的に何か今示していただけるものがあつたらお知らせいただきたいということが1点です。それから、この部分については、ほかの取組なども十分に調査研究していただきながら、計画の中にうまく進むような配慮をお願いしたいと思うのですが、その点についてお知らせください。

文化振興課長

今加賀屋委員から御指摘があつた点については、冊子の14ページの上から6行目に、過剰な優先受付でうんぬんという記載があります。そこに基本的な考え方は書いています。具体的には、例えば10月は県民、市民が文化祭や芸術祭という形でこの施設を一番使うことになりますので、そこには予約の制限を掛けたり、1カ月に何日と何日は、絶対に興行や大規模で使わせない日を設けるなど、いろいろとやり方はあると思うのですが、指定管理者が決まれば、そこと話し合つて利用の規則を作っていくと思っています。

委員長（会長）

施設関係で、ほかにありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

それであれば、文化振興ビジョンについてどうぞ。

小原正晃委員（分科員）

スポーツは予算も含めてたくさんあつて、文化のほうはなかなか多くはないですが、頑張っている中で、何点かお聞きします。最初に、地域の民俗芸能や伝統行事を残していくというような取組で、14ページなどを見れば、活動資金が足りないとか、会員の減少ということがあつたと思うのですが、予算は、何の基金で大体どのくらいのどういうものがあるか少し教えていただけますでしょうか。

文化振興課長

芸術文化振興基金で現在8億5,000万円くらいは持っています。それを崩しながら、文化団体の支援や、民俗芸能の道具の補修などに使っています。

小原正晃委員（分科員）

これは各団体からどのように申請が上がってきて、上限が幾らぐらいで、例えば何分の1の補助で下っていくのか、申請はどのくらいあって、そのうちのどのくらいが通るのか、大ざっぱなところを教えてください。

文化振興課長

この芸術文化振興基金を使った補助金は、大規模な事業をやる場合、それから東京オリンピックに合わせて文化プログラムという形で大々的にやる場合、それと通常の小さい文化団体の発表をやる場合と、3種類に分けています。一番大きい文化プログラム枠は500万円を上限として、観光客をどんどん呼んでくるような文化イベントをやる場所に対して補助金を出しています。これは、1年間に2団体か3団体ということになります。

それから、100万円から300万円という補助金の枠を設けて、文化プログラムまではいかないが、大規模な興行に近いようなイベントをやる場合に100万円から300万円の補助金を出しています。これについては、年間20件くらい申請があって、10件くらいは採択しています。

それから、一番小さい、文化団体の発表のようなものに出している補助金は、40万円を上限としています。これは各年ばらばらですが、多いときには30件くらい出していたこともありますし、最近では10件くらいという形になっています。

小原正晃委員（分科員）

秋田はいろいろなお祭りや伝統行事、文化財があって、普通一義的には市町村でそういったところ——維持管理、お手伝いも含めて考えていくのですが、秋田県としても県全体で十数年前まで350ぐらいあったものが、この数年ぐらいで50件ぐらい減ってきたという形で——減ってきた理由を聞けば、やはり人手不足と、あとは多々いろいろなものの維持管理にお金が掛かっていて、それを地域みんなでサポートするのがやり切れないというのが、2つの大きいことだと思います。人の面は何とでもできなくて横のつながりでやっていくことしかできないと思うのですが、資金の面であれば、いろいろなところで手助けできて、更に地域にお金を落とす取組ができないかと常々思っています。

先ほど男鹿水族館GAOの話などもありましたが、GAOの設置目的は、やはり男鹿周辺の集客力を上げて、経済波及効果を上げていくことです。秋田に残っている伝統文化や芸術は、秋田にお客を呼ぶ一番いいPRだと思うのです。今特に外国の観光客は、太平洋ベルトや首都圏——東京、大阪、京都から田舎に向けて、田舎の日常や、お祭りなど、様々少し違うところを求めて来始めているという話をよくニ

ューズで見ます。そういったところを考えていけば、こういう文化をしっかり守ってお金に換える仕組みがもっとできるのではないかと思います。全国で一番重要無形文化財が多く、いろいろなものが残っている本県が、みすみす人手不足とお金不足で逃すわけにはいかなくて、こういう施設を造る今こそ、せつかくのいい文化を盛り上げていければと思っています。しかし、なかなかその予算も余り変わりません。例えば私もよく太鼓の備品が足りないなどと、いろいろな人たちから、宝くじやいろいろな国の制度などを使わせてもらって、申請のお願いをしたり聞いたりする場面があります。ただ、いろいろと話を聞けば、各市町村から件数は上がっているのですが、申請を通るのが少なく、ずっと順番待ちしています。市町村で、1番、2番に上がってくればいいですが、順番待ちしている人もいっぱいいるのです。なかなか国と県と市、どこでやって——できれば国でやってもらえれば一番いいのですが、どこかである程度補助していくとなれば、やはり県の役割は大きいと思っています。例えば備品だったり、お祭り全体について、インターネットなどだけでなく、世界に発信していくといったことについてはどう考えているのか少し教えてもらえればと思います。

文化振興課長

道具の補修のようなものに補助金を出してもらいたい場合、先ほどソフト事業の話だけをしましたが、同じ基金を使って——文化財保護室という教育委員会の組織がありまして、そちらの200万円の予算で小さい補修などの補助を昨年度からやっています。

なかなか民俗芸能や伝統芸能は、神事というところもあって、どうやって行政がお金を出していくのか難しい点が1つあります。それから私有財産の形成に当たるので、なかなかそういうところに補助金を出すのが難しいのですが、まずそこを工夫しながら、小さい補助金ですが、今何とかやり始めたところです。

それから2つ目の、伝統芸能を使って観光誘客につなげるべきではないかというお話ですが、それを我々も国民文化祭を契機にいろいろと考え始めまして、今年度まで新・秋田の行事という——県内の大きな山車などがみんな集まって、今年は仙北市でやったのですが、県内各地の民俗芸能団体のステージ公演なども交えながら、皆さんに大きな規模で見てもらえる形をとってやっております。来年度以降も、そこまで大きいものはできないかもしれないのですが、民俗芸能団体を集めて観光客にも来てもらうような形でどこかで開催したいと考えています。

小原正晃委員（分科員）

ありがとうございます。新・秋田の行事も非常に

良くて、いろいろなところでやって、それを波及させていくことができればやったかがあると思っています。秋田市だけでなく、ほかのところでもあちこちやってもらっているのが非常にいいのですが、できるだけ効果を広げられるようにしてもらいたいです。プラス外国の人たちにこのように秋田にいいお祭り、いろいろなお祭りがあるのが認知されるようにできないかと思っています。よくテレビで「イッテQ」のお祭りの話題があるのですが、あのように実はほかから見れば——六郷の竹うちや山ぶつけもしかり、なまはげもしかり——珍しくて、自分たちは普通に思っていた地元のお祭りがやはりすごく面白いなど、ほかの国から行って体験してみようというキラコンテンツになる可能性が非常に——かまくらもそうですが——あると思うのです。そういったところをどうすればいいかと思ったときに、いつもだと、秋田県でやるのなら、「秋田県」と探してから「お祭り」と探していけば出てくるのですが、ほかの人たちが日本の中で面白いお祭りを探すときに、出てくるような仕掛けをこれから考えていかなければならないのではないかと思っています。三百何ぼあるという秋田の、大きいお祭りだけでなく、小さな村のお祭りなどから少し大きくなったぐらいのものまで一堂に、ただのアーカイブで見られるとか学術的なところだけでなく、いろいろなところに発信できるような形を——市町村だけではできないと思うので、県として全体的にやって発信できないのかなと思います。それを逆にキラコンテンツにして外から交流人口も増やして、例えば外国の人がそれに参加できるようにするなど含めて、もう少し動きができないかと思うので質問ですが、その辺りはどう考えられていますか。

文化振興課長

東京オリンピックとパラリンピックが、2年後に開催されますが、そこが非常に大きなチャンスだと思っています。我々としても小原委員が言ったようなことを今考えていますので、観光戦略課、観光振興課と相談しながら、そういうことを考えていきたいと思っています。

小原正晃委員（分科員）

是非ともお願いします。

鈴木雄大委員（分科員）

私も関連ですが、概要版を見て課題や方針のまとめ方は正にそのとおりだと思うのですが、そうした中で特に方針の3、文化を担う若者の育成という部分があります。確かに子供の対応で、学校等でやる部分はあるのですが、この計画を世代ごとに見て非常に思うのは、現場を見ると、現在やっている担い手の方は非常に高齢化しているのと、後継者育成——子供や若者——その間の親世代への視点が計画の

中には盛り込まれていないと思います。芸術文化まではいかないと思いますが、地元行事等で盆踊りなどを各町内でも復活させているところがあり、実際に子供たちを集めるのですが、休止していきなかつた子供たちが親になって、その親が子供を連れてきても盆踊りを踊れないというような場面があります。文化を継承していくには、そういった世代間のつながりが非常に大事だと思っていますので、こういった計画の中にも是非とも親世代も参加していけるような、そして取り組めるような視点が大事ではないかと思っていますが、その点はこの計画の中に盛り込まれているのでしょうか。

文化振興課長

明確に書いておりませんので、その辺りは、こちらとしても工夫していきたいと思っています。

鈴木雄大委員（分科員）

こういったつながりが大事ですので、是非ともそういった世代の部分での漏れのないような計画にしていきたいと思っています。

委員長（会長）

そのほかビジョンについてはよろしいですね。

所管ですので、一般的な課題でも何か質問したいことはございませんか。

三浦英一委員（分科員）

交通政策課長、由利高原鉄道（由利高原鉄道株式会社）の会計報告等でこのたびまたありました。2回目ということで——私の地域の大事な鉄道で、今おもちゃ美術館（鳥海山木のおもちゃ美術館）なども開館して、県内外から利用される方も結構多いのです。そういうところにちょっとしたミスなのでしようが——金額も小さいのですが——2回もあつたら誰が何を担当しているのだと、会計担当は誰だなどという声が聞こえてくるのですが、社長が全部自分でやっているわけではないでしょう。

交通政策課長

前回、会計の不適正処理がございまして、会計責任者は社長ではなくて、経理課長を別に立てまして、社長は経理そのものには携わらないという会社内のシステムは作っています。

三浦英一委員（分科員）

このたび由利本荘市の部長経験者が由利高原鉄道に職員として来ているわけです。そういう優秀な社員もいるわけですし、そんなに膨大な金額の会計収支報告でもないと思うのです。ですから、私としては由利高原鉄道応援団として、余りそういう話題で新聞紙上をにぎわせては駄目なのではないかということを行っているわけです。やはり今おもちゃ美術館等も含めて、上昇機運があるわけですから——会社側は以後気を付けると言っていますが、3度目はないということをおは県民からも聞いていますので、

よろしく申し上げます。

交通政策課長

御心配をお掛けして大変申し訳ございませんでした。私も非常勤の取締役になっていきますので、取締役会等でも会社に注意を求めています。今お話しただいたように、これまで鉄道会社として安全、安心という部分では間違いなく取り組んできている一方で、そういった事務的な部分は、若干弱い部分もあったと思います。今回由利本荘市からもそういうことにたけた方においていただいていますので、そういった方の指導も仰ぎながら、経理のほうもしっかりやっていくことを、指導するようにしたいと思います。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

私も交通政策課にお伺いしますが、最近秋田市で路線バスの——10月にバス路線の時間の改正があって、それに伴って便数が減らされたなどということで、自分が行く場所に行くバスが乗りたい時間に来ないというような声が様々寄せられるようになりました。地域公共交通の問題については、秋田市だけではなくて——きょうの新聞でも南秋地域で実証実験をやるといった記事が載っていましたが——全県で多分抱えている課題だと思うのですが、この問題について今県内で特徴的に現れている課題をどのように捉えていますか。

交通政策課長

基本的に人口減少が進んでいて、なおかつボリュームゾーンである小中高生が少なくなっている中で、全県的に見れば当然どの路線をとりましても乗客数の減少と、それを受けた便数の減少等があることは全県的な課題となっています。そうした中で、県あるいは市町村、事業者とすれば、まずは幹線の部分についてはしっかり守っていこうということで、それについては国の支援等も受けながらやっています。一方で、そうした幹線以外の枝線の部分について、どうしてもバス事業者として採算性を重視しながらやっていくことが難しい部分については、市町村などのコミュニティバスや、あるいはマイタウンバスといったような運営を行っていただくということで、それに対しても県単独での補助もさせていただいているところです。最近、特に高齢者の免許返納等もある中で、枝線の更に細い部分、バス停に行くまでも大変だというふうな声も頂いています。そうしたところについてはマイタウンバス等が無理であれば、自治会あるいはNPOなどの新たな地域交通の担い手を確保した上で地域交通を運営していくということで、今年度ですと大館市の田代地区で来年度からの運行に向けてNPOを立ち上げて地域交通を担うということもあります。県としても大館市とともにそういった団体の立ち上げ支援等も

行っていますので、そういった担い手を多様化させていくのが一つの方向性と思っています。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

今もあったように、幹線までの枝の部分の取組——国もその部分について新たに補助制度を作ったようですが、そちらから頂いた国、県、市町村の実際に負担している金額を見ると、国の部分の金額が減ってきています。国の事業の制度を見ると、広域になればそこには補助しますが、地域のエリアの中で暮らす住民やバスにはなかなか補助されない状況になっていて、例えば秋田市のように広いところはなかなか国の制度は使えないということになってしまっているように理解をしました。そこで、枝の部分なのですが、そもそも中核市はフィーダー（幹線につながる枝線の部分を担う交通のこと。）は該当にならないのだそうです。そうすると、秋田市などでは今盛んにいろいろな声が出てくるわけですが、例えば地域でそういう動きがあったとしても、そこは国の制度は使えない——自分たちでやろうという動きはまだないですが、そういうことを地域で検討してやり始めても、ほかの部分に掛かるものもあって取組がなかなか難しいと思うのです。ですので、県には、例えばそういう部分についても、ずっとではなくてもいいと思いますから、次のステップに向かえるまでの、財政的なものも含めて支援を是非検討していただければいいと思うのですが、その辺についてはいかがですか。

交通政策課長

国としても、それまでの広域的な部分だけではなく、フィーダー支援ということで枝線の補助を数年前に始めたということです。ただ、全国的に幹線、枝線含めて赤字の——事業者プラス市町村もですが——支出が多くなっていく中で、国としては一定の枠はとっているのですが、支給対象がどんどん増えている中で、1事業者当たりの配分が少なくなっているのが実態です。そうした中で国としてどこに注力していくかといった部分で、一定の財政力のある中核市等が受けられない補助もあるので、秋田市等で具体的な要請があれば、よく御相談をさせていただいて、県としてどういった支援ができるのか等は考えていきたいと思っています。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

まだ10月の改正で、今うんと出てきている状況なので、すぐに新たな動きがあるわけではないと思います。ただ、この問題は秋田市だけではなく、ほかに当然もう既に取り組んでいる地域もあるので、今取り組まなくてはいけない大きな問題ですので、是非その辺は丁寧に地域、県全体のある意味課題として是非捉えていただいて、お願いしたいというのが1点です。あと、その関連で、やはり市町村だけ

ではなくて、今こういう状況の中で県民、地域に住んでいる住民の皆さんもこの問題について考えていかななくてはならない時期だと思うのです。今あるバス路線がなくなったことで、そういう問題が出てきているわけですが、ではどうしようかということ地域でみんなで話をし、自分たちの地域に合う交通体系というか、合うやり方を選択していきながら、ではどういう形でやるかということは次に出てくる問題だと思うのです。そういう地域で一緒に考えていく機運、きっかけを作っていくことが今必要ではないかと思うのです。もちろん市町村もですが、県がやはり全体的に——全県的な課題でもありますから、投げ掛けるということが1つと、あと県内でもいろいろな取組がされています。例えば上小阿仁村や横手市など、そういう取組をしている——先進的かというと、取り組んでいるところの事例なども紹介をしていただければ、秋田市といっても中心部のところもあれば、例えば上小阿仁村のやり方が使えるところもあるかもしれません。そういうことなどを紹介するとか、交流の場を提供するなどを県が担うことも私は必要ではないかと思うのですが、その辺についてはいかがお考えですか。

交通政策課長

県としても、住民の方々に是非自分の地域の交通の在り方を考えていただきたいと当然思っており、各市町村単位で、その市町村の利用者あるいは交通事業者が集まって、その市町村の交通について話し合う地域公共交通協議会がございますが、県の職員も開催する際には入りまして、いろいろな交通利用の普及に向けたお話もさせていただいています。そうした中で、今お話のあった上小阿仁村や横手市の取組なども御紹介をさせていただいていますし、今年度はそういった先進的な取組——自動運転も含めた先進事例の紹介という形で、全市町村の交通担当職員を集めた事例研究会等も開催して、有意義な情報提供をさせていただいています。今後、更にもう一步踏み込んで市町村とともにできる取組がないか、更に検討を進めさせていただいているところです。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

これで終わりますが——地域公共交通協議会という組織があることは分かるのですが、もっと地域に近いレベルで協議することが私は必要だと思うのです。この協議会は、団体ですとか地域でも連合町内会などという方たちですので、その方たちが駄目などというのではなくて、もっと地域に近いレベルで議論を進めていくというか、深めていくことが今だからこそ必要ではないかと思うのです。その辺は県だけでやるものではないと思いますから、是非市町村とも相談をしていただいて、住み続けられる地域を作っていくために、是非お力を注いでいただき

と思います。これはお願いです。

委員長（会長）

では、そういうことですので、よろしくお願ひします。

佐藤賢一郎委員（分科員）

私も1点だけ質問させてもらいたいと思います。チャーター便について伺いたいと思います。ソウル便の見通しがなかなか立たない中で、今台湾のチャーター便が順調に増えてきて、これから先々定期便化もどんどん進めていけるような方向が少し見えている感じがするのですが、その辺の見通しについてお話ししていただけますか。

インバウンド推進統括監

今回定期チャーター便化の合意に至ったのは、台湾の遠東航空という会社です。台湾の大手企業であるエバー航空、中華航空といったところが、日本というANAとJALに相当するのですが——遠東航空はフルサービスの航空会社ですが、少し規模が小さい会社で、今新潟空港に定期便を飛ばしています。今年度に関しては9月の下旬から11月いっぱい、それから来年2月丸々1カ月に、日本人も乗れるツーウェーチャーターという形で、水曜日と土曜日の運航でチャーター便を飛ばしています。遠東航空に対しては、8月の知事のトップセールスの際にも将来の定期便化を見据えた定期チャーター便の運航を要請しています。遠東航空としても今新潟の定期便がありますが、福島や秋田にこういった形でチャーター便を飛ばしていますので、日本の路線を拡大していくという遠東航空側の思惑もありまして、その辺我々と一緒に頑張りましょうということで先般堀井副知事が台湾に出向きました。来年4月からの1年間は、定期便ではないのですが、ほぼ週2便の定期チャーターという形で飛ばすこととおおむね合意に至っています。

定期便と定期チャーター便の違いですが、チャーター便は基本的には旅行商品を購入して飛行機に乗るという形で、旅行会社はその便に合わせた商品設定をして、それを販売します。定期便は、航空会社がチケットを発行して、旅行会社は逆にそのチケットを購入して商品を作るということで、定期便になるといろいろな自由度が増すのですが、言ってみれば大韓航空の定期便と同じように、搭乗率が上がらないとすぐ撤退するという形にもなります。まずは1年間旅行会社も巻き込みながら、秋田の路線について状況を見るというような判断が働いて来年度1年間定期チャーターの形でやることになっています。

今佐藤委員がお話した定期便化に関しては、そういった状況も見ながら、将来どういった形でやっていくかについて航空会社と話し合いをしています。新潟の事例も見ますと、最初新潟の場合も定期チャ

ーターの形で飛んで、インもアウトもお客様の状況を見ながら定期便化になりましたので、我々としてもイン、アウト含めてバックアップして一定の搭乗率を確保して、将来的には定期便化を目指したいと考えています。

佐藤賢一郎委員（分科員）

そうすると、東北では新潟と福島と秋田、現在はその3カ所ですか。

インバウンド推進統括監

遠東航空が日本に路線というか、航空機を飛ばしているのは、新潟が定期便、福島と秋田がチャーター便という形で、今はその3つの空港を使って運航しています。

佐藤賢一郎委員（分科員）

青森空港にはまだ来ていないですね。

インバウンド推進統括監

東北のほかの空港の状況をお話しますと、仙台空港にはエバー航空、それから台湾のLCC（格安航空会社のこと。）のタイガーエア、それから日本のLCCのピーチ・アビエーション、この3社が定期便の形で台湾との間に路線があります。それから、花巻空港に先ほどお話したタイガーエアが今、週2便、定期便の形で飛んでいます。ほかの空港——例えば青森、山形に関しては、秋田と同じようにチャーター便が——桜や紅葉の時期、あと冬は例えば樹氷に合わせて山形に入るなどといった形で、主にインバウンド専用のチャーター便が運航されているのが現状です。

佐藤賢一郎委員（分科員）

是非この台湾を伸ばしていけるように——今チャンスだと思うのです。ソウル便を考えると、うちのほうは何ともならなくて苦しんでいるわけですが、青森空港のほうは今の段階でもなお伸びているという状況です。そうすると、秋田空港の立場で考えれば、青森空港がどんどん伸びていく状況であれば、そこに割り込んでいくのはすごく難しいのです。青森空港は函館のほうにもつながって利便性がいいということで伸びているようですが、今台湾と秋田県は、結構交流も多いし、東北に来るのには青森空港ではなくて秋田空港のほうがいいという状況をまずどんどん作って行って、ソウル便は向こうのほうが強いかも知れないが、台湾便はうちのほうが強いのだという状況を作り出していくように努力をして、状況を変えていく、ある意味ではチャンスだと思います。また向こうに利用者を引っ張られるような状況になってしまうと、今度はもうなかなか苦しい状況になってしまうので、まだ青森がそこまで行っていないのであれば、もっと力を入れていい成果を出すように取組をするチャンスではないかという気がしましたが、どうでしょうか。

インバウンド推進統括監

日本全体で見て、台湾の路線に関しては、どちらかということ東北が東日本大震災の影響もあって今まで空白地帯に近い状態でした。仙台に定期便があるだけで、ほかはまだチャーター運航ということ——それが台湾に限らず全世界的な訪日旅行需要の増加に伴いまして、今震災の影響も少しずつ薄れてきて、台湾の航空会社も東北地方の路線に関しては非常に積極的になっています。そういった中で、今回我々としては一番早く定期チャーター、定期便化に可能性のある遠東航空にお話を持って行って合意に至ったわけですが、そういう観点で見ると、東北はほかの航空路線も入る余地がまだありますので、我々としてはこの路線でしっかり需要を創出して、秋田の良さを台湾の方に伝えて、できるだけ多くの方々から秋田を選んでもらえるように取り組んでいきたいと思っています。

佐藤賢一郎委員（分科員）

是非頑張ってくださいと思います。

委員長（会長）

以上で観光文化スポーツ部関係の所管事項に関する質疑を終了します。

本日はこれをもって散会し、12月10日、月曜日の午前10時に委員会及び分科会を開き、産業労働部関係の質疑を行います。

散会します。

午後2時39分 散会

平成30年12月10日（月曜日）

本日の会議案件

1 議案第191号

平成30年度秋田県一般会計補正予算（第5号）（産業労働部の関係部門）

（趣旨説明・質疑）

2 議案第195号

平成30年度秋田県電気事業会計補正予算（第1号）

（趣旨説明・質疑）

3 議案第196号

平成30年度秋田県工業用水道事業会計補正予算（第1号）

（趣旨説明・質疑）

4 産業労働部関係の付託案件以外の所管事項

（趣旨説明・質疑）

本日の出席状況

出席委員（分科員）

委員長（会長）	佐藤賢一郎
副委員長（副会長）	鈴木雄大
委員（分科員）	小田美恵子
委員（分科員）	近藤健一郎
委員（分科員）	三浦英一
委員（分科員）	小原正晃
委員（分科員）	加賀屋千鶴子

書記

議会事務局議事課	藤澤直洋
議会事務局政務調査課	佐藤忍
観光文化スポーツ部観光戦略課	山内雅絵
産業労働部産業政策課	伴藤崇

会議の概要

午前9時59分 開議

出席委員（分科員）

委員長（会長）	佐藤賢一郎
副委員長（副会長）	鈴木雄大
委員（分科員）	小田美恵子
委員（分科員）	近藤健一郎
委員（分科員）	三浦英一
委員（分科員）	小原正晃
委員（分科員）	加賀屋千鶴子

説明者

産業労働部長	水澤聡
産業労働部次長	石川聡
産業労働部次長（兼）	
産業技術センター副所長	佐藤明

新エネルギー政策統括監 石川浩司
食品産業振興統括監
（兼）観光文化スポーツ部次長

産業政策課長	吉尾聖子
デジタルイノベーション戦略室長	佐藤徹
地域産業振興課長	羽川彦祿
輸送機産業振興室長	工藤千里
産業集積課長	斉藤耕治
商業貿易課長	出茂正美
資源エネルギー産業課長	岡崎佳治
雇用労働政策課長	阿部泰久
公営企業課長	田中等
	桜庭規祥

委員長（会長）

ただいまから、本日の委員会及び分科会を開きます。

本日は、産業労働部関係の議案の審査を行います。分科会において、議案第191号のうち、産業労働部に関係する部門、並びに議案第195号及び議案第196号に関する審査を行います。

関係課長の説明を求めます。

産業政策課長

【補正予算内容説明書により説明】

公営企業課長

【議案〔6〕、議案〔7〕及び提出資料により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

議案に関する質疑を行います。質疑は各課一括して行います。

鈴木雄大委員（分科員）

公営企業課にお伺いします。八幡平発電所の件ですが、今回こうした形で経年劣化に伴っての工事—50年が経過しているわけですが、今後、こういった形で経年劣化に伴う補修はどれくらいあるのかをお伺いします。

公営企業課長

現在どのくらいあるか金額ははじいていませんが、この設備のオーバーホールは12年ごとに1回あり、大体その期間に合わせて使えないものは補修していくということで、毎回点検しており、そのときの状況に応じて整備していきます。堤体部といいますか、本体そのものは大体100年近くもちますので、設備関係を必要に応じて補修していきます。申し訳ありませんが、全体の老朽化でどのくらい額を要するかというのは今のところははじいてはいません。

鈴木雄大委員（分科員）

要するに、来年はこれ、再来年はこれといったも

のではないという解釈でいいですか。

産業労働部新エネルギー政策統括監

私から少し補足も含めて御説明いたします。

まず、公営企業課が管理している施設についても、あきた公共施設等総合管理計画のインフラ施設の個別施設計画を策定しています。その計画の対象期間ですが、現在公営企業課で第3期中期経営計画というものを進めていまして、その経営計画の期間に合わせて平成27年度から平成31年度までの5年間の計画を立てています。中期経営計画の中では、電気事業については、大規模改良等を含め、修繕費総額で165億円を見込んでいますが、この個別施設計画の中では84億円ほどの規模を見えています。工業用水道事業についても、同じく中期経営計画の中では30億円ほど見込んでいますが、この個別施設計画期間内では4億7,000万円ほどを見込んでいます。

鈴木雄大委員（分科員）

分かりました。そういった計画もあったと思っていましたので、これは経年劣化の工事ですが、是非ともそういう公共施設に関しては、一般会計、企業会計含め、適切に管理していただければと思います。

それと1点だけ要望ですが、今回頂いた資料は文章だけですが、非常にイメージしづらいというか——若干スペースもあるようですし、図面や写真などを添付していただければ我々としても非常にイメージしやすいと思いますので、その辺も考慮していただければと思います。

委員長（会長）

関連でございせんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

佐藤賢一郎委員（分科員）

では、私から少しだけ、今の関連ですが、制御装置も製作、据え付けと書いていますから、新規に制御盤、操作盤を作り直すということだと思のですが、年数もたっていますから、構造も変えるのでしょうか。

公営企業課長

構造は変えません。今ある設備をそのまま新しいものに取り替える計画です。

佐藤賢一郎委員（分科員）

そうすると、制御装置も古くなったから新しく作り直すというだけで、別にシステムは何も変えることはないということですね。

産業労働部新エネルギー政策統括監

放水路の制水ゲートとしての大きな構造は変えないのですが、これまで機械式でゲートを上げ下げする構造から、今回維持管理の効率化のために電動化するという内容が入っています。

佐藤賢一郎委員（分科員）

今までは、制御で電氣的に動かしていたわけではなくて、手でやっていたのですか。

公営企業課長

今までは手で上げ下げしていました。それを機械化——今度は電動にするということです。

佐藤賢一郎委員（分科員）

分かりました。

委員長（会長）

では、そのほかございせんね。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

ここで産業労働部関係の議案の質疑を終了いたします。

請願、陳情等はありませんので、次に所管事項の審査を行います。

初めに、執行部から発言を求められておりますので、これを許可します。

公営企業課長

【電気事業における平成32年4月以降の売電方針について、提出資料により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明及びその他の所管事項についての質疑を行います。質疑は各課室一括して行います。

三浦英一委員（分科員）

随分簡単な説明で終わったのですが——これは電力の小売全面自由化を受けてのことだと思うのですが、それに伴って事業に参入する事業者が結構増えてきているという背景もあるのかと思います。この売電先の選定ですが、資源エネルギー庁の小売電気事業者に登録しなくてはいけないでしょう。今秋田県内でそれに登録している業者が4業者ぐらいいらっしゃると聞いたのですが、それで変わりないですか。

公営企業課長

少々お待ちください。

資源エネルギー産業課長

小売電気事業者ですが、我が国で登録されている540社ほどのうち、秋田県内を供給対象エリアとしている企業が95社ほどあります。その中で、秋田県内の企業としては4社ございます。更に委託等を含めて販売小売をしているところがもう2社あります。

三浦英一委員（分科員）

分かりましたが、公営企業課長もこのぐらいは把握しておかないと駄目ではないですか。それで、平成31年の5月から公募するに当たって、地元事業者を対象に選定する県内事業者枠があります。県内へ供給する地域業者が今全国で95社あるとお話がありましたが、登録している県内の4業者以外に、

その95社も県内事業者枠の対象になるのですか。

公営企業課長

県内に本店を有する事業者と考えていますので、今のところは登録している4業者が対象になると思っています。

三浦英一委員（分科員）

分かりました。そうすると、この県内事業者枠は登録している4業者に限るということですね。

公営企業課長

公募開始が来年度になりますので、その時点で県内に本店を登録している事業者ということになると思います。

三浦英一委員（分科員）

この県内事業者枠のほかに、県内外を問わない一般枠があるでしょう。何でその辺のところを説明しないのですか。その県内外を問わない一般枠というのは先ほど言った95社が入る——本店を県内に置いていない、いわゆる県外に本社があるその95社が一般枠に入るのですか。

公営企業課長

今は一般枠を想定していますが、公営企業の発電所では、ある程度の固まりで売電することを考えていますので、その固まりの売電量を扱う事業者やや絞られます。95社が登録になっているかもしれませんが、それからまた絞られると考えています。

三浦英一委員（分科員）

そうすると、県内に本社を置いている4業者以外は、この一般枠として選定の対象になるということですか。

公営企業課長

県内本店にこだわらない事業者ですが——また繰り返しになって申し訳ございませんが、公営企業課が売電する一定の固まりがあり、それをこなしてくれる事業者という絞り方がありますので、その95社が全部公営企業の固まりをこなせるとは限らないと考えています。

三浦英一委員（分科員）

それで、その一般枠と県内事業者枠がありますが、それぞれ何社ずつ公募で選定するのですか。

公営企業課長

まず県内事業者枠ですが、それは恐らく1社になろうかと思っています。それから一般枠もやはり売電先は1社になると考えています。

三浦英一委員（分科員）

先ほどから一固まりの——全部で16発電所あります。合計出力が資料に書いてありますが、年間の発電量は全部で大体約4億キロワット時でしょう。そうではないですか。

公営企業課長

公営企業の水力発電所は、4.4億キロワット時

程度です。

三浦英一委員（分科員）

秋田県内で地産地消と言っているから——この4億キロワット時は、秋田県内の一般家庭の年間消費電力の約2割程度だと思ったのですが、それでいいのですか。

公営企業課長

一般家庭の消費電力で換算しますと、おっしゃるとおり大体2割程度になります。

三浦英一委員（分科員）

先ほど課長が言ったように、今まで東北電力に売電していたところが——需給バランスも含めて、東北電力は安定していたわけですから、そうすると、これからそういう業者を選定された場合、我々一般家庭に対しての安定供給も含めて、業者の信頼度は東北電力と比べると課長はどう思いますか。

公営企業課長

そこは、公募のところで経営の安定性といったところも重視します。供給の安定性が劣るようでは困りますので、そこは確保されるように売電しなければならぬと考えています。

三浦英一委員（分科員）

先ほども課長が説明したように、売電期間は平成32年の4月1日から、まずは3年間と言ったでしょう。今まで東北電力との信頼関係を築いてトラブルもなかったのですが、その3年間で余りよろしくなければ、当然また新たに3年契約で選定することになるのですか。

公営企業課長

いずれ3年後に、また同じような入札といいますか、公募の形になりますので、そこでまた考慮されることになると考えています。

三浦英一委員（分科員）

平成32年の4月1日から売電開始ですが、我々一般県民の生活にどういった環境変化が出てくるのか教えてもらえませんか。

公営企業課長

その売電先ですが、一般枠でこなせるような事業者といいますと、条件としては、当然経営の安定性、それから供給の安定性も重く見ますので、一般家庭への電気の供給はそれほど変わらないと考えています。もう一つ、県内事業者枠を想定している事業者ですが、これは地産地消といいますか、近くで発電された電気を売るといったいろいろな売り方の工夫ができますので、そこはいろいろな工夫——そうした面がその電気を買う人には見えてくると考えています。

三浦英一委員（分科員）

今課長が少し言いましたが、今登録している県内の事業者は、地域の電源は地域に還元するという理

想を持っているのです。それをいかに公営企業課が実現していくかがポイントなのです。それで、やはり我々一般県民が一番関心があるのは電気料金ですが、上がるのか、下がるのか、同じか、どうなっていくのですか。

公営企業課長

電気の売り方は自由化されていますので、新しい売り先が消費者にどういった売り方をするのか——例えば環境に優しい電気ということで高く売る形もありますし、もしかしたら人件費も掛からないということで安く売る形もあるかもしれませんが、そこはその新しい事業者の工夫の仕方だと思っています。

三浦英一委員（分科員）

何だか第三者的な考えで言っているような気がします。売電単価にもよりますが、あなた方は、今までの東北電力との信頼関係で築いてきた電気料金を東北電力よりも安く一般家庭に供給するという、そういう思いを持っていますか。それとも高ければ高くてもいい、または、同じであれば同じでいいなどと思っているのか、その辺をはっきりと考えていかないと県民だって納得しないです。

公営企業課長

我々は、まず電気を卸す立場で、その卸価格は我々の原価もありますので、そこは保証していただくことがまず必要です。その上で、我々の卸した電気を小売する方々——その売り方はいろいろと出てくるとは思いますが、そこは今公募のプロポーザル方式ですので、そこで評価させていただくといった考えでいます。

三浦英一委員（分科員）

プロポーザルで、いい提案をしてくれば採用するということですが、公営企業課はやはり秋田県なのですから、県民に不利益になるようなことや不安を与えないためにも、あなた方が新たな業者を選定するときに、やはりその辺をきちんと——料金設定もそうですが、県民の不利益にならないようにここはこういうふうにすると、きちんとっておかなくてはいけないのです。しかし、資料を見ると、県民や県内企業への貢献度や電力の地産地消、経営の安定性——確かに経営は安定しなければ困るのでそれもそうなのですが、やはりここにもう少しきちんと——この貢献度というのは県民への貢献度ということだとは思いますが、その辺のところをきちんとやっついていかないと、こういう試みは、「やはり東北電力のほうが良かったのではないか。」となってしまうと困るし——これは東北電力も対象になるわけですか。

公営企業課長

東北電力も当然ながら一般枠の対象になるろうかと考えています。

三浦英一委員（分科員）

分かりました。最初に戻るのですが、総括原価方式について、詳しく教えてください。

公営企業課長

総括原価方式は、我々発電側のコスト——開発も含めた維持管理、人件費もですが——そうしたコストをまず積み上げます。それに一定の事業報酬といったものを国のルールに基づいて積み上げて、売り先である東北電力と交渉しながら決めていきます。いずれ我々のコストを基に積み上げていく料金算定方式です。

三浦英一委員（分科員）

最後にしますが、いずれにしましても県民の不利益になるようなことにはならないように、そして選定する事業者がこの地域の電源はこの地域に還元していくという理想を持っているのであれば、きちんとやっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

鈴木雄大委員（分科員）

県内事業者枠に関して、先ほど供給対象が95社の県内4社うんぬんというお話がありました。この95社に対して、全16発電所を賄っていくわけですが——私としてもなるべく県内事業者育成の観点から、県内事業者に請け負ってほしいと思います。そもそもの競争力は今他社と比べて県内事業者はどういった形になっていますか。

公営企業課長

県内事業者が今4社ほどありますが、その競争力は弱いということはありません。ただ残念ながら、今県内事業者は電気を県内から仕入れることはできません。市場調達をしている状況です。

鈴木雄大委員（分科員）

県内からできないということは……

公営企業課長

県内といいますか、我々の今の売り先は東北電力と決まっていますので、その電気は県内事業者は使ってはいません。どこから仕入れるかという、卸市場という全国の電気市場があります。そこから仕入れてきて、それを県内の消費者に売っている状況です。

鈴木雄大委員（分科員）

現状はそうなのですが、将来的に見れば、例えば県の公営企業課からも電気を取得して、売電していくとして、そういった能力、競争力はありますかというところです。

公営企業課長

今その競争力といいますか——我々直接その事業者たちのいろいろな経営資料などを見ているわけではございませんが、仮に来年予定している公募に応募してくるとすれば、そこでその状況を見させてい

ただくということです。

鈴木雄大委員（分科員）

いずれ「こういった形で検討していきます。」と資料が出ているわけです。それで、「県内事業者の枠も設けます。」といったときに、県内事業者がそもそも土俵に上がれるのか上がれないのか、その辺の下地というか、最低限その辺は調査した上でこういった報告がないと、結局やってみたら県内事業者は全くなかったり、場合によってはまた東北電力になったり、他県の事業者になったりということになります。今の課長の説明だと、そもそも余り県内事業者の能力といったものは何も——単なる「枠は設けますよ。」といったイメージに捉えられるのですが、その点はどうですか。

公営企業課長

今県内事業者とも意見交換はしています。県内事業者は、今は全国の市場から調達していますが、できれば県内の電気が欲しいといった意向は確認しています。経営の中身はまだそこまでの立ち入った話は私どもしているわけではございませんので、そこはこれからの公募の中で、仮に公募に応募するとすれば、その中でまた見させていただくことになるかと思えます。

鈴木雄大委員（分科員）

いずれこれからの話だと思いますが、なるべく県内事業者という観点でいくと、先ほどお話がありましたように、16発電所を全てやるとなると95社の中でも公募に参加する企業は限られてくると思います。そうした中で、県内事業者の経営規模などによって、16発電所一括ではなく、エリアごとに分割するといった点に関しては検討できるのですか。

公営企業課長

県内事業者向けといいますと、まずそれほど大きな固まりにはならないと思っています。県内事業者が現在仕入れて売っている発電量が年間5万キロワット程度ですので、そこを見ながらの枠の設定になるかと思えます。あと残りといいますか、それ以外が一般枠といったところになるかと考えています。

鈴木雄大委員（分科員）

いずれこれからのことですが、産業労働部として県内事業者の育成という観点も忘れずに進めていただければと思います。

産業労働部長

今の県内事業者枠について一言だけ——御指摘のとおり県内に電気を供給したいということで取り組んでいる県内事業者がありますので、その育成という観点も含めて県内事業者枠を設けたいということです。県内で電気事業をやるといふ県内事業者は、再生可能エネルギー、地産地消が基本的なコンセプト

にある事業者ですので、是非そういったものに我々としても電気を供給する側として応えたいと——更には事業者の育成という観点も含めてやりたいということで、一般枠とは別の県内優先枠といった形で県内事業者枠を是非設けたいと考えています。これを全部オープンでやりますと——固まりでいくと——電気の性質上ある程度の小分けができないのです。発電所幾つかぐらいの分け方しかできなくて、1本になるのですが、それを2つには分けたいと思います。県内事業者枠は1つ設けて、あとは一般枠でまたこれは1つの固まりと、こういう分け方で、特に県内事業者枠を設けたのは、正に県内事業者の育成という観点も含めて、そういうものをやりたいということです。ただ、4社が個別に全部やれるかということ、それはなかなか技術的な観点で難しく、どうしてもやはり1社を選ばざるを得ません。そこは選びながらも、いろいろそこは——公募ですので平等な評価をしますが、いろいろ業者の中でやりようもあると思っていますので、そこはできるだけ県内事業者の皆さんがうまく取り組めるような形も想定しながら、どういう制度設計がいいか、今正に細かいところを詰めているところです。その辺は次の2月議会ではもっと細かいところも出す必要があると思っていますので、そのときには今御指摘の意見も踏まえながら制度設計をして、細かいところを出したいと思っています。いずれ県内事業者を育成したいということでこの枠を1つ設けたいということです。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

関連でお聞きしますが、県内に本社があるこの4社が売電している先というか——全て県内の世帯、家庭に売っているのでしょうか。

公営企業課長

4社のうち2社は県内に限って売電していると確認しています。それ以外は県内に限って売っているかどうかのところまでは確認はとれていません。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

確認ですが、先ほどの年間5万キロワット時というのは、この4社全部合わせての数字ですか。

公営企業課長

4社のうちの1社はまだ売電実績がありません。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

私も実際には秋田で発電したものは秋田で消費してもらおうという、地産地消の視点がすごく大事だと思いますが——今お聞きすると、その4社の中でも2社は確認できていないということですが、地産地消と言ってもなかなか難しい気もします。私などは、自由化といっても東北電力からそのまま買うというような意識で、選ぶという意識が全然なく今まで来ていたわけですが、そういう時代ではなくなったという流れだと思うのです。県民の皆さんがその辺も

意識しなければこの問題はなかなか理解されません。自分たちの税金で発電した電気がどのように使われているかという辺り——それをここでやるのかどうかというのはいろいろあるかと思うのですが、そういう意味では、でもやはり県民の税金で発電しているから……

【何事か呼ぶ者あり】

加賀屋千鶴子委員（分科員）

県民の皆さんにこのシステムの改正について理解をしていただくには、自分たちも地産地消のエネルギーを消費するという観点も大事だと思うので、その辺についてはどこまでやるかというのはあると思うのですが、今後どのように——売電先の契約を替えることと併せて必要ではないかと思うのですが、今のお考えがあったらお知らせください。

公営企業課長

実際今、地産地消といいますか、それこそ近くで発電された電気を近くで消費するという売り方をしている事業者が県内にもいますが、他県にもいるわけです。その売り方は、すぐ近くで電気を発電しているということで売るという売り方もありますし、また水力発電で環境に優しいという売り方もあります。それによるプレミアムもありますので、それで高く売るといって売っているところもあります。いろいろな売り方がありまして、そこは正に地元根差した小売電気事業者の戦略の立て方次第で、そういった取組の計画が来年度の公募のプロポーザルで出てくることを期待しています。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

その売電単価との関係で、公営企業とすれば高く買ってもらおうほうがいいのですが、それがそのまま利用者に——先ほど三浦委員もおっしゃったように、意識して「私は高くても自然再生エネルギー、水力発電で発電したエネルギーを買うよ。」ということを買われる場合は、それはそれでいいわけですが、そういう意識を伴っていないければ単に高い電気を買うことになります。その辺は評価の観点の項目が述べられていますが、もう少しきちんと県民の利益の部分についても検証というか、分かりやすい評価を——この後だと思いますが——もっと具体的に——流れがこういう流れなので全て賛成というふうにはならないですが——そこは是非賢明な判断が必要だと思いますので、努力をよろしくお願いします。

委員長（会長）

今のは答弁はいいですか。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

いいです。

委員長（会長）

部長のほうからされますか。

産業労働部長

一言だけ——今いろいろな御指摘がありました、その辺まだ悩んでいるのです。基本的には、競争性を出せという中で、では単価だけなのかというと、そもそもなくて、県として発電している事業です、それを使って地域貢献にも還元したいということと——そうかといって単価を無視するわけにはいきませんが——どの辺を我々としてねらっていくかも正に今検討中です。今おっしゃったような、県民への最終的な電力料金がどうなるかは制度的にコントロールできないのですが、ただどういう考え方で小売するのかが当然その事業計画の中で我々も見させてもらいたいと思っています。どういう評価項目にするかは少し難しいところはあるのですが、そういったところも総合的に判断することになるかと思えます。経営の安定性のための単価は重要ですが、一方でどのようにその地域に我々として還元、貢献できるかというのとも考えたいと思っていますので、その辺は正に総合的にこれから検討していくという状況です。今回まだその検討中で、本当に申し訳なかったのですが、そういう総合的な評価をするという方向性と、それから県内事業者枠をしっかり設けたいという、ここだけは皆さんにお示ししたいということで今回こういう説明をさせていただいています。詳細がまだ出ていなくて申し訳ないのですが、この方向性については御理解いただきたいと思っています。

小原正晃委員（分科員）

関連でお願いします。今この電気関係で、小売参入の全面自由化のニュースなどを見て、全国的に8兆円規模の市場が開放されるというような話を聞いていました。今回4.4億キロワット時、合計出力11万キロワットに上るような——今は単価設定がどれくらいで、全体でどれくらいになっているのか、近年の内容を教えてくださいませんか。

公営企業課長

今の単価設定ですが、14発電所がキロワット当たり7.51円で東北電力に売電しています。あとは少し小さい発電所ですが、FIT（固定価格買取制度）料金で売電している発電所も中に交ざってまして、早口発電所はキロワット当たり24円です。それから萩形発電所は29円で売電しています。

小原正晃委員（分科員）

全体でいくらぐらいですか。

公営企業課長

平成29年度料金収入は33億7,000万円というところです。

小原正晃委員（分科員）

かなり大きい数字ですね。これは、いろいろとこれから検討して、3年間試しにやってみて、いろいろ

ろと考えていくと思うのですが、今回まず3年間という期間は、どういう基準ですか。前は平成28年の4月から平成32年まで4年間ですが、その辺りどう考えて3年間に設定したのですか。

公営企業課長

平成29年から平成32年までの4年間というのは、東北電力との長期契約の残っていた期間が4年間だったということです。今度は新たに、今までとは全く変わった形の売電になりますので、そこはやはり2年だと短い、4年だと少し長いということで、その辺りの判断で3年とさせていただいたところで

小原正晃委員（分科員）

分かりました。あと、単価のほかに経営の安定性や貢献度を見ると思うのですが——雇用を地域にどのくらい作れるのかというような話だと思のですが——この評価の観点は、先ほど部長からもいろいろと悩んでいるというお話もありました。評価の方針をこれから煮詰めていくと思うのですが、JV（Joint Ventureの略。建設企業が単独で受注及び施工を行う通常の場合とは異なり、複数の建設企業が、一つの建設工事等を受注、施工することを目的として形成する事業組織体のこと。）などといったところも考えているのですか。

公営企業課長

今JVを排除する理由はないことから、それはあり得るかもしれないと考えているところです。

小原正晃委員（分科員）

分かりました。では、いいです。

近藤健一郎委員（分科員）

先ほどから県内業者4社と出ていますが、どういった会社ですか。

産業労働部新エネルギー政策統括監

秋田市にある株式会社パワー・オプティマイザー、これは県の誘致企業です。もう1社、秋田市にある株式会社オノプロックス、それから湯沢市にあるローカルでんき株式会社、この3社が実際に供給実績のある地域新電力と言われている企業です。もう1社がつい最近登録になったばかりですが、バイオマス発電で事業を行っている——大仙市の協和にある株式会社大仙こまちパワーという会社です。この4社が登録になっています。

近藤健一郎委員（分科員）

先ほどから何社、何社と数字も出ていまして、少しはっきりしないので、確認させていただきたいのですが、県内事業者枠というのはこの4社ということですか。

公営企業課長

今後この登録状況が変わらなければ、この4社になろうかと……

近藤健一郎委員（分科員）

今現在ね。

公営企業課長

今現在は。

近藤健一郎委員（分科員）

では県内事業者枠が今現在にしても4社で公募に応募してくるかもしれない。あと先ほど言っていた一般枠、95社などという話はどこから出てきているのですか。

公営企業課長

これは、国内に本店がある事業者です。

近藤健一郎委員（分科員）

国内は540社ではないですか。

産業労働部新エネルギー政策統括監

全国で登録されている小売電気事業者が、11月時点で540社あります。そのうち秋田県を供給対象エリアにしている会社が95社ということです。

近藤健一郎委員（分科員）

そうすると、公募した場合には、この県内事業者枠の4社と、秋田県に供給している95社が応募してくるだろうという予想なのですか。

公営企業課長

95社全部とは考えていません。なぜかといいますと、我々の発電量……

近藤健一郎委員（分科員）

まあいいよ。全部来るか分からないにしても、対象としてこの数で大体全部ですか。

公営企業課長

我々が条件を付けないとすれば、この95社が全部になります。

近藤健一郎委員（分科員）

95、プラス県内4。東北電力は、県内事業者枠ではなくて、県外、一般枠になるのですか。

公営企業課長

東北電力は一般枠に入ってきます。

近藤健一郎委員（分科員）

分かりました。それで、5月に公募開始、9月に選定をされます。選定は、選定委員会のようなものを立ち上げての選定ですか。メンバー的にはどういう方々が入られる予定ですか。

公営企業課長

メンバーはまず我々の事業に詳しい方、それから県の産業政策もありますので、産業労働部の中からも入りますし、プラス学識経験者といいますか、専門家といった方も入れることを想定しています。

近藤健一郎委員（分科員）

これからの公募状況——プロポーザルをやった条件的なものがあるのですが、県内事業者には限らないわけでしょう。飽くまでも公募していい条件の方々に落としていくという考え方で行くのですか。

公営企業課長

この一般枠については委員御指摘のとおりです。

近藤健一郎委員（分科員）

県内事業者枠と一般枠、2つ設けるといいますか。では、県内事業者枠、一般枠を2つ設けて、どこの発電所を受け持たせるかはこれからの選定なのですか。

公営企業課長

委員の御理解のとおり、まず一般枠と、県内に本店を置いている事業者の枠の2つの枠を設けます。そこにどれだけの発電量を落としてもらうか、売電してもらうかを今検討しているところです。

近藤健一郎委員（分科員）

細かくなりますが、県内事業者枠を設けました、一般枠を設けました——それぞれにおいては県が売るのも、それから買った方が県民、事業者に落とす額も同じ額でやらせるという考え方ですか。

公営企業課長

そこは枠が違えば我々の売電単価やそういったものも違ってくると思います。評価項目は同じですが、その尺度といいますか——単価が同じでなければならぬなどといったことにはならないと思います。

近藤健一郎委員（分科員）

でも、県の発電所の電気を売るときに違いがあるのですか。電気には地理的な違いもないし、そういうふうには差があるのがむしろ変ではないですか。

公営企業課長

今県内の発電所は、先ほどの県が7.51円で売電している発電所もありますし、あとFIT価格といいますか、固定価格で、決められた29円で売っている発電所、それからまた24円で売っている発電所もありますので、売電単価は発電所全て同じかということ、そうではないということです。

産業労働部新エネルギー政策統括監

公営事業として電気事業は1本です。16発電所があって、そこに掛かる様々なコストはそれぞれその発電所の形態などで変わってきます。電気事業としては会計が1本ですので、総体として1キロワットアワー幾らで東北電力に売る形になります。小売は自由化されて、県から調達した水力発電による電気を幾らで消費者に届けるかというのは、小売電気事業者側の経営としての判断になってきますので、県で売ったお金と、それを消費者に届けるお金というのは、違いが出てきます。

あとは、今回発電所単位で一般枠と、県内事業者枠の形で分けようとしていますので、それについてもこちらでは基本的に経営の成り立つ最低価格のような制限を設けて、それ以上でお金を入れてほしいという形で公募しようと考えています。我々としては、高い単価で買ってもらったほうがよろしいので

すが、先ほど来言っていますとおり、それだけではなくて、地域の新電力であるがゆえに、本店が地域にあるわけですから、我々が売ったお金は地域に落とされていきますし、そしてそれが経営規模拡大していくと雇用という形でつながっていきますので、そういった好循環を目指して、そしてまた企業に地域貢献活動をしてほしいという願いも込めてこのような売電方式にしたいと考えているところです。

近藤健一郎委員（分科員）

分かりました。不公平のないように、買うも売るも、ひとつその辺を公募のときに一生懸命目利きをしていただきたいと思います。先ほど課長がおっしゃった契約期間3年の話ですが、4年は長い、2年は短い、だから3年と言いますが、そういう決め方があるのですか。

産業労働部新エネルギー政策統括監

1つには、企業が経営計画を立てる上で1年ごとの契約というのはやはり不安定だと思いますので、一定期間を視野に入れて経営を考えていかなければいけないということ、それから電力を取り巻く制度は最近著しく変化していますので、そういう国の制度改正にもある程度柔軟に対応していかなければいけないということ、それから契約行為ですので、お互いに事務量を伴うことを考えた場合に、まず3年というのが妥当なところと考えています。あと他の先行するところでも大体3年ぐらいで契約しているところもあることを参考にしながら、これをやってみて、またその契約期間の3年というのも評価していかなければいけないと思っています。

近藤健一郎委員（分科員）

今の統括監のお話で分かりましたが、私が心配しているのは——先ほど地域貢献の話がありましたね。3年の間に——1年目、2年目、3年目、地域貢献を一生懸命頑張ろう、これからもやろうとしているときに、3年で少し単価が合わないからひっくり返ってしまったとなった場合に、この会社も非常に困るのではないかと思います。確かに努力している話でそうなるという——瑕疵があれば別ですが——全部経営がひっくり返るわけですから、3年というのは短いのではないかと思います。先例的な話を受けてというお話がありましたが、指定管理のうんぬんも、いつも指定管理者が代わるとがらりと変わりますよね。そのとき雇用の関係も切れるなどということがよく見受けられますので、その辺は慎重に期間を決めてくださればと思っております。

産業労働部長

基本的に電力市場、調達市場がありますので、もし公営企業から電力を調達できなくても、その会社が自由市場から調達できるということは、供給先が代わるだけであって、その小売電気事業者の経営そ

のものに大きな影響を与えるかどうか——事業者によって違うと思いますが——全く道がなくなって事業の道を閉ざされるということではないです。当然長期的に安定したほうがいいわけですが、我々としても3年ぐらいで少し様子を見たいのが正直なところということです。

佐藤賢一郎委員（分科員）

端的に質問しますが、16発電所のほうで電気を売るときは、当然その値段が幾らかということを確認して売りますよね。これは当然ですね。その買った電気を幾らで県内に卸すのかについては、ここでは自由と書いていますが、実際契約するとき、この会社は県民に幾らで単価を決めてやりますということを確認するのではないかと思います、どうですか。

公営企業課長

そこはプロポーザルの中で当然確認することにはなると思います。そこは県民や県内企業への貢献度に出てくると考えています。

佐藤賢一郎委員（分科員）

そのときに、一般枠、それから県内事業者枠で差を付けて、何とか県内の人が受注できるようにすることは、それはそれでいいことですが、一般枠の中でも断トツに東北電力が強いのではないかという気がします。東北電力で出した、県民に幾らで卸すかという金額と、そういう個別の業者が競うのは、物すごくハードというか、それを公にした場合にとってもこんな安い値段で卸せないという感じになって、難しいということになってしまうし、その辺はどんな見込みですか。

産業労働部長

その小売電気事業者が幾らで県民あるいは企業の皆さんに卸すのかは、恐らく我々供給する側で縛れないのではないかと思います。経営判断もありますし、電力自由化市場の中で正に幾らで売ることが、その企業のシェアをとるための企業戦略なので、もう少し法的な側面からも検討しないと——「我々があなたに電気を売るので、この値段で売ってよ。」というのは、今の自由化の中で、正に小売のところで競争しなさいと言っているところで、供給する側が小売事業者を縛っていいのかというのは、今の自由化の流れの中でいうと、幾ら我々が卸すのだといっても、そこまで条件を付けていいのかどうかは法的にも今後確認が必要なところですので、一定の評価といたしますか、どんな考え方は当然見ますが、その縛りを掛けるのは難しいのではないかと思います。ただ、その自由化の中でどういう経営戦略をとって——我々だけでなく、電力調達市場でほかからも電力を調達するわけですから、その調達価格との関係もあります。どこから

電気を買うかによって売り先の単価が違うことは普通ないわけですから、我々が縛ると、ほかから調達した電気についても同じ単価で売ることになりかねない部分もありますので、そういう面でいうと、我々は一部を供給しますが、それで全てを縛るのはなかなか厳しい面があります。そこは評価項目としてはもちろん見ますが、小売のところまでは我々は縛れないのではないかという感じがしています。そこはもう少し研究させてもらいたいと思います。

佐藤賢一郎委員（分科員）

小売電気事業者の場合で、電線を自分で所有しているところはほとんどなくて、大抵東北電力の電線を使わせてもらっていますが、電線を借りてやらなければいけないというのは、この売電事業に関しては、そんなに大きなデメリットにはならないのですか。

産業労働部新エネルギー政策統括監

送配電と、それから発電と分かれていく経営分離という形で、平成32年4月1日に法的に分離するのがこの電力システム改革の最終局面になります。そうしますと、送電、配電部門は、旧一般電気事業者ということで、いわゆる東北電力のような国内の電力会社が一手に送配電部門を担っていくことになります。電気を通すには、そこを使わないといけないわけですから、発電事業者が託送料金を払って、そして各家庭や事業所に届ける形になりますので、仕組みとしては全ての発電事業者が同じ形になります。

佐藤賢一郎委員（分科員）

分かりました。

委員長（会長）

それでは、この課題についての質疑は終わりにしますが、そのほかの所管事項についてございますか。

小田美恵子委員（分科員）

今秋田県の有効求人倍率は幾らですか。

雇用労働政策課長

県内は直近では1.51倍、全国は1.62倍となっています。

小田美恵子委員（分科員）

高くなりましたね。10年前ぐらいだと思いますが、県北は結構高かったのですが、由利は0.28まで落ちたときがありました。その場面というのは、リーマンショックなどいろいろあったのですが、大きな企業がここから撤退したという状況もありました。今秋田の中でマザー工場というか、大きい工場というか、一部上場というような企業というのはどこになりますか。

産業労働部長

固有名詞を言ってもいいと思いますが、正にTDK（TDK株式会社）がマザー工場的な役割で由利

本荘地域の工場を拠点化していますし、それから北のほうですとニプロ（ニプロ株式会社）がダイアライザーについては世界のマザー工場だというようなことをみずからも言っていますので、そういったところが大きいところではあるかと思っています。

小田美恵子委員（分科員）

大体私の認識と同じです。今までの話の中でも——新エネルギー政策統括監も言いましたが——そのそれぞれの大きい会社が自分たちの業績を短期で見て、「これはここでもう一回拡大しよう。」というところは雇用の拡大と一致するのです。裏表なのです。そういう場面があったときに、まず一番最初に所管の市町村に駆け込むと思います。そのときに市町村は、やはり県に駆け込んでくると思います。具体的に言うと、TDKは今——三浦委員も同じ見解だと思いますが——拡大を目指しています。そういったときに、工業団地——今秋田県ではこれ以上はという感覚でいるかもしれませんが——市ではいろいろと非常に工夫して、空いているところをなんとかというふうに、真摯に向き合っているのですが、この向き合っている努力は地域振興局も同じ歩調で行っています。しかし、県ではそういうことに対してどのようなアタックというか、受け取り方をしているのか——スピード感が違うというので、非常にそれを見ている企業のほうでは何となく不信感になっていくわけです。ですから、その辺本庁ではどういう認識でいるのかをまず1つお聞きしたいと思います。

産業集積課長

今委員がおっしゃるように、由利本荘市には県営の本荘工業団地がございまして、分譲貸付を合わせますと今100%という状況になっています。全県的には県営の工業団地が18カ所ありまして、8カ所が分譲貸付済み、10カ所が分譲中で、全体では71%の分譲率となっています。なるべく空いている工業団地を使うということもあります。ただどうしても地域的な——今TDKのお話をしますと、拡張というお話があれば、やはりその地域ということになりますので、その辺は企業の今後の投資計画などを企業訪問を通じて十分情報を収集しまして、その状況に応じて地元市町村と連携しながら対応してまいりたいと考えています。

小田美恵子委員（分科員）

首長が県に陳情に来た後、間を置かずに県のほうでも企業あるいは市町村とも連携を取った話は聞いていますが、それを受けて更にまた次の行動があって、それでまた今企業のほうはすごいスピードで動いているわけです。それで、私は見ていて思うのですが、皆さんの詰め方と企業の詰め方はスピードが違うのだと思います。皆さんもやっていないとは言いません。きちんとそれに対応すべくやっているわ

けですが、企業は余り企業戦略は見せないで、自分たちは自分たちで決断が早いわけです。数十倍早いと思います。というのは、企業の存続にかかわりますから、やはりペイしないことはしないということで、スピードが物すごく速く、今決断をし出しているということです。私が思うには、市も地域振興局も一生懸命対応しているのは確認してきましたが、例えばニプロ専任やTDK専任を付けるぐらいの感覚のスピードでいかなければ、また二の舞になるのではないかと非常に危機感を持ってきょう参りました。それで、当局としても認識はしていらっしゃると思いますが、何とかもう少し早目にリサーチしながらやっていくことが大事ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

産業集積課長

県の工業団地の整備についても、企業の今後の——委員がおっしゃるように投資の拡大あるいは先の世界を含めた今後の業況といえますか、そういうことが重要だと思いますので、速やかに企業訪問を通じて情報収集に努めてまいりたいと思います。

小田美恵子委員（分科員）

最後にしますが、今市がすごく必死になって地域振興局と連携を取ったり、それからその企業と向き合っています。それで、自分たちの空いているところや取り付け道路や、隣のJAとの関係など、いろいろなものを詰めているのです。ですから、まず市とよく肌感覚で回数を多く連絡を取ってください。そうでないと時間的に遅かったということになりかねない状況ですので、どうかそのようにしていただきたいと思います。私はこの委員会に来るまでは、秋田県は大きい企業だけ面倒を見ていると思っていましたが、県内調査で——一般質問でも言わせてもらいましたが——小さな企業でも500万円あるいは1,000万円助成してもらって、「これをやりました。」とみんな一生懸命頑張っている姿を見ました。そういう企業も育成しながら、大きな企業がここに腰を据えてマザー工場にする覚悟を決めたのなら、その厳しい戦略の振興にもやはり伴走するという姿勢がないと——彼らはどこにも行けるのです。そういうことを何とかお願いします。大連にも工場があるそうではないですか。ですから、そういう危機感を私どもも共有しますが、皆さんもネットワーク良く向き合っていたらいいと思います、部長に覚悟を聞いて帰りたいと思います。

産業労働部長

TDKの場合は、あのおりグローバル企業で、国内生産が1割を切っているかもしれません。それぐらい正にグローバルな戦略の中で動いていますので、我々としてもそういった企業の戦略を企業訪問を通じて、あるいはいろいろな場面で情報交換しな

がら、しっかりとつかんで後れないように、必要な対応をとっていきたいと思います。

小田美恵子委員（分科員）

よろしくをお願いします。

委員長（会長）

この問題についての関連質問はないですか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

佐藤賢一郎委員（分科員）

マザー工場の話が出ましたが、TDKのマザー工場、それからニプロのマザー工場に黄色の信号がともっている状況が県内にあります。その根本の問題は、場所ではなくて人が欲しいという感じなのです。マザー工場として運営するためには、どうしてもそれなりの人にそこに集まってもらって、その人材を活用してマザー工場をどんどん大きくしていくという——私は、TDKの状況は詳しく分からないのですが、ニプロの場合は五、六年前は正にそのマザー工場の中心は大館だということで、すごく張り切っておられたのです。たまたまタイに行ったときにその辺の世界戦略の話——タイの工場も大館の人たちが中心になって担っていて、大館のマザー工場はどんどん成長していくのだと聞いて、それから五、六年たっていますが、そう思うようにいかないということで悩んでいるわけです。その悩んでいる一番の原因は、そういうマザー工場を担うような人を集めたいのだが集められないということです。それを企業の問題ではないかとやってしまうと——確かに企業の内部でそういうことをやっていますから、やはり条件の悪いところより条件のいいところへと企業の中では判断することになるので、結局マザー工場も人が集まらなくて、秋田県は無理なのだという感じに判断されれば別の地域に移っていくのです。ですから、それは企業の問題だと言ってしまうとそれきりになってしまうのですが、県の立場で考えたり大館市や由利本荘市の立場で考えれば、そのマザー工場がいなくなってしまうのでは、せっかくここまで来たのにというのがあるわけです。

ですから、そうやってそれこそグローバル企業、世界の中心となって頑張れるという物すごく大きなチャンスを目の前に作り出せそうになったときには、やはりそれが実現するように——今は人の問題なので、秋田県においてもすごくグローバルないい仕事ができるとどんどんアピールして、それを後押ししてあげることが本当に必要なのではないかと思います。市もやるのですが、やはり市は市の立場でやる形になるので、そんなに大きな規模ではできません。そうすると、やはり県がそこに、何とか秋田県全体の発展にもつながることだからということで何らかの手だてをやるのではないですか。やるのではないかとというのは変ですが、今言ったように「努力

します。」ということではあるのですが、人の問題という——そこを産業集積課長に伺いますが、マザー工場を大きくしようというところが人の問題で踏みとどまっているとすれば、それを何らかの形で後押ししてあげることができないでしょうか。

産業集積課長

まず、マザー工場が拡大などをする場合は、用地の問題もございまして、あるいは投資に対する支援、助成もあるかと思います。今おっしゃった人の問題も、これはやはり様々な部や課と連携しながら——あるいはAターンの登録者にできるだけ秋田に戻ってもらうような事業をあきた未来創造部でやっていますので、そういったものを活用するように支援するといったところでなるべく人を確保できるようにできる限り支援してまいりたいと思っています。

産業労働部長

マザー工場もですが、やはり人を採れないことが今、秋田県の産業振興の上において大変大きな課題だと思っています。余りニプロの名前を言うとあれですが、ふだんいろいろところで意見交換しています。人を採れないという話も聞いています。是非頑張ってくださいとは言っているのです。ニプロといえども、求人票を出せば来たものが今は来なくなっている状況で、やはりみずからの企業の強みや魅力、あるいは求める人材像といったものを、職種によっても違うと思いますので、やはりそこは丁寧に情報発信をして採りに行きましょうということまで実はやりとりしています。これは、ニプロだけではなくて、むしろ中小の人手不足のところこそ今やらなければいけなくて、そこは正に県がいろいろな魅力発信についてのサポートを、中小企業については県の予算、事業としてもやっています。ただ、さすがにニプロにそこまでは、県としては失礼ですので、サポートはしませんが、そういった人材を獲得するための考え方といいますか、ノウハウといいますか、これはAターンでも同じですが、やはりそういったこれまでと少し違った踏み込んだ対応をみんなでやっていこうというのは、これは失礼かもしれませんが、ニプロにもTDKにもそういうお話はしています。特にマザー工場として重要な研究開発の高度な人材になりますと、これはもう大卒となりますので、正に大学との研究室レベルでのつながりがないとなかなか採れない部分もあります。これまで採っている実績もありますので、そういったものも使いながら、これまで以上にしっかりとした人材獲得に向けた活動をしてほしいと——してほしいというのが県のサポートというのは変な話ですが、そういうことも話しています。

市町村は、やはりどうしても自分の市町村になりますが、ニプロ、TDK、それぞれその市町村だ

けでなくて、周辺も含めた広域的な人材を採用している企業ですので、正にそういったエリアを一市町村を超えた話になりますと、県が全体の調整といいますか、声掛けをしないと、なかなかその市町村だけでは不十分な部分もあります。そこは県としてある程度広域的な部分のサポートもしていくということで——本当に人材不足が非常に大きな課題と捉えていますので、なかなか今すぐにこれが決め手というのではないのですが、いろいろな打てる手を一つ一つ丁寧に——中小企業もマザー工場もしっかりと企業の声聞きながら県としてできることを精いっぱいやっていくという考え方でございます。

佐藤賢一郎委員（分科員）

お願いします。

小原正晃委員（分科員）

別の雇用関係で関連してですが、外国人労働者というか、実習生関係で、今県内で繊維関係であれば中国やベトナムの方がいらっしゃいますし、農業関係でも何人かいらっしゃいます。今こうして法律が通って、いろいろと国で動こうとしている中で、今県内でどれくらいの人が入って、これからどのような動きになってくるのですか。全県的にどういう業種で——建設業、繊維業、農業などで、どのくらいの求人があり、県内でどのようなアンケートや調査をしたりして、どれぐらいやっていくのか、国の動きも合わせてこれからの見込みというか方向性を少し教えていただきたいと思います。

雇用労働政策課長

まず、外国人労働者ですが、昨年10月末現在で1,679人と、全国でも一番少なく、これはもう既に何度も報道されています。ですから、同じような規模の県よりも、あるいはもっと小さいところよりも少ないということは、秋田県のポテンシャルからすれば、もっと外国人労働者を企業に受け入れて生かしていく伸び代があるのではないかと思っています。今まではおっしゃるとおり繊維関係が、業界としてといいますか、繊維の企業が集まって組合を作って受け入れをしてきました。それが技能実習生の場合ですが、ただそれ以外の企業では業界として、あるいは同業者で組合を作ってという動きではなくて、個別に県外の団体等を通じて動いてきたという——業種、業界によって動き方の違いが今まであったと思います。ただ、先ほども有効求人倍率のお話もありましたが、ずっと高止まりといいますか、1.5倍を超える水準で動いていて、人手不足が非常に顕著になってきているということで、人手不足倒産などという言葉も報道されたりしています。県内では2社か3社と聞いています。ですから新卒、Aターン、それから高齢者、若者など、いろいろな人材確保のために県も動いていますが、今外国人へ

の関心が非常に高まっていて、受け入れの動きはこれから顕著になっていくと見込んでいます。ただ数的なものは、何人などというところまではまだいってございません。それから、11月の初めに、特に技能実習に限ってセミナーを開催させていただきました。出席した人たちは、出席しているわけですから関心が高いのはもちろんですが、受け入れに向けて検討していきたいというところが数多くございましたので、今後増えていくのは確かだろうと考えています。

小原正晃委員（分科員）

これから県として何かしらの動きだったり、業界の要望を受けて動いていくなどということはあるのですか。例えばアンケートをとってみたい、国の動きに準じて何かをするというような、まだそういったところまで話し合っている状況ではないのですか。そういう地方の声なども全部聞かないで、国では今こういうものを進めているのですか。その辺りを教えてください。

雇用労働政策課長

セミナーでアンケートをとったときも、こういった外国人受け入れのための相談ができるような窓口があればいいというような声を半分以上の方から受けました。ただ、県内の企業に対して総括的にアンケート調査をした例は今までないですから、来年度に向けてはそうした相談窓口や、県内企業の動向、意向などを把握するための調査といった活動を今検討しているところです。

小原正晃委員（分科員）

秋田県でも毎年1万4,000人ほど人口が減ってきている中で、多くの人たちが県外に流出しています。ですから、有効求人倍率も高止まりになっていると私は認識しています。今の高校生が県内に残ってくれるように皆さんいろいろな取組をして——「こういう県内企業がありますよ。」などというのをいろいろとやってもらっているのは重々分かるのですが、まだそういったところもしっかり行き届いていないと思いますし、高齢者の皆さんにももう少し長く働いてもらうことも——外国人を受け入れる前にまずそこが先だと思っています。例えば県立大学（公立大学法人秋田県立大学）の去年の卒業生でも、県外と県内で見ると、ほとんど県外に就職です。そういう連携だったり、秋田に来てもらう、いてもらうところをもう少し強化してもらうのが先で、外国人の方もいずれは必要になってくるかもしれないと思うのですが、こちらをやってから、先の話かなと認識しています。そういったところはどのようにこれから連携していったら——特に大学生や高校生に残ってもらうための算段だったり、高齢者の人たちにももう少し活躍してもらう算段だったり、どのよ

うに考えているのか教えてください。

雇用労働政策課長

まず、新卒者については、学校に対する働き掛けなどを産業労働部としてもやっていますし、それから教育庁としても取り組んでいるところです。ただ、我々がよく聞くのは、本人よりも保護者の意向といえますか、大きく、名の知れた企業を希望するようなどころがあり、それに影響される部分も非常に強いと伺っていますので、県としては保護者に対する働き掛けもそれぞれの部署で強化して取り組んでいるところです。

それから、もちろん県内の中小企業に対しては、企業訪問する者を各地域振興局に配置していますので、頻りに訪問させて企業が新卒者にアピールする魅力といったものを磨いて情報発信できるような働き掛けをしているところです。

産業労働部長

全国の有効求人倍率が1.6幾つで、人手が足りない中で、結局県内から県外に出ていくというのは採り負けているということです。ですから、まだ余地があるというのはおっしゃるとおりだと思っていて、県内の新卒者あるいは大卒者に対しての働き掛けは県としては今あらゆる手を尽くして一生懸命やっています。Aターンも同じです。出ていった人に戻ってきてもう余地はまだあるだろうということで、これもやっています。ただ一方で、外国人労働者については、今そういった全体として人手不足の中で、県内ではまだ余地があるとはいうものの、業種によっては外国人労働者を受け入れたい企業もあるわけです。そこは今の技能実習の制度は今までどおり走りますので、これはこれで雇いたい企業が雇えるように情報提供していきたいというのが一つです。それと並行して今新しい制度が走ることになりましたので、これについては正に国がこれから基本方針を出し、いろいろな地域での受け入れ方針や、更には各業種ごとの資格試験のやり方などをこれから来年の3月まで掛けて制度設計していく部分があります。それを県としてはしっかりと見ながら、必要に応じて、それも情報提供していきます。基本的、一義的には国がやることだと思いますが、県としても制度の周知は企業の皆さんにしっかりとしていくということと、もう一つ、市町村の皆さんに対してもそういった情報を提供していきたいと思っています。市町村への情報提供は——技能実習生であっても地域で暮らす人、それから新しい制度で入ってくる人もまた地域で暮らす人になります。これまでは県内の外国人労働者は去年で1,679人と、確かに少ないのですが、やはりどうしても現実問題として増えてくると思います。実際年々増えてきています。したがって、地域で受け入れることの

重要性は——対応は絶対必要になると思いますので、県としても市町村と一緒に、地域でいかに受け入れていくかの検討はやっていきたいと思っています。県外に出ていっている人が多いので、今その外国人の受け入れの準備をしなくていいということではなくて、これは並行して——もちろん県外流出を止めて帰ってきてもらうことは我々の最大のミッションではありますが、一方でこの外国人労働者の問題についてもしっかりと必要な情報提供をしながら、企業、あるいは市町村を、サポートできるように県としては取り組んでいくというスタンスです。

小原正晃委員（分科員）

外国人の方はいずれ増えていくのだと思います。ただ、そうだとすれば来ることを前提にしたときに、そういう異文化の人たちがこの秋田で暮らす中で、どのように迎え入れて、地域で暮らせるか、労働環境がしっかりしているか——タコ部屋に入ってなどという感じではなくて——そういったところも見ながら県内企業や市町村と協議しながら受け入れ体制も整備しなければいけないと思っています。今はそういった議論がおろそかになった中でそのまま進んでいる気がしてなりません。今後法が通って進んでいくとすれば——県内では今少ない外国人労働者が今後増えていくだろうという予測があるのであれば、そういったところをしっかりと議論した上で迎え入れる体制づくりを進めてもらいたいと思いますが、最後に一言お願いします。

産業労働部長

外国人労働者が増えていくという現実的な問題の中で、受け入れる企業側としても、地域としてもいろいろな対応が必要になると思っています。そういった企業あるいは地域としての受け入れ、この両面について我々県としてしっかりとそこは対応していきたいと思っています。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

私も雇用労働関係の質問です。10月の新聞で県内のシルバー人材センターが企業と契約をして派遣をしており、毎年かなり増えているという記事がありました。人手不足という状況の中で、企業にとっては助かっているということですが、仕事の登録をして、その仕事に派遣される——全然経験がないところということではないと思うのですが——高齢者の職業能力を開発していく役割を担っているところとして研修などの対応が十分にされているのかという辺りはどのようになっていますか。

雇用労働政策課長

まず、シルバー人材センターの契約額は年々増えています。そのうち特に派遣契約が毎年非常に大きなペースで増えています。例えば平成26年度は9,000万円弱だったものが平成29年度は3億

7,000万円になっています。一方、皆さんがイメージされるような従来の——私も利用したことがあります——庭木の剪定や車の運転、何かの管理的なものといったものの契約額はほとんど横ばいで変わっていません。派遣型が増えているのは、今企業のほうでも若手といいますか、新規雇用がなかなか思うようにいかない中で、技術、経験を持っている高齢者の方に来ていただければ、今いる人たちに對する継承ということもありますし、事前の準備が比較的多く掛からずに現場に入っていけるといったことで大変重宝されていると考えています。実際シルバー人材センター連合会で行っているアンケートでも、受け入れをしている企業ではそういった点を評価していると伺っています。

それから、研修ですが、今申しあげましたとおり、ある程度経験等はお持ちではありますが、みんながそうではないでしょうから、連合会のほうでそういった派遣に当たっては安全講習であったり、職種に関する研修的なものもした上で、実践のところは派遣先の企業で更に行われていると思いますが、そういう形で安全な派遣といいますか、雇用を進めているところですか。

あと、高齢者の雇用は、今国でも検討されているようですが、今は65歳までは働けるような雇用確保措置が義務付けられていますが、今度それが70歳までになりそうだとということで、それが行き渡りますと、シルバー人材センターの事業を担う会員の獲得が難しくなりそうなのです。ですから、従来余り会員として登録されていなかった特に女性の会員の獲得はどこの県も課題になっているのですが、本県においても女性の会員獲得に向け、今連合会が音頭をとって各地域のシルバー人材センターで活動しているというのが実態です。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

今のお話からいくと実際に登録されている人数は、余り増えていないということですか。

雇用労働政策課長

現在7,200人ですが、これはほとんど毎年横ばいです。平成26年度は7,226人、平成29年度は7,202人ということで、若干の上下はありますが、ほぼそういう数字で動いています。目標とすれば、まず1万人を確保したいということで、会員獲得に向けて活動しているところです。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

先ほどの企業と派遣契約を結んでいることに関しては、十分な研修というか、安全に長く働いてもらうことがいいと思いますので、そういう点ではシルバー人材センターでやる研修についてもきちんと、これまでもやっていただいていると思いますが、十分に行っていただきたいと思います。実際には今言

ったように、それぞれ例えば家の周りの軽作業をやっていただくための派遣などが、なかなか目標に到達していないということだと思いますので、今県が果たさなくてはいけない役割——このシルバー人材センターが果たさなければいけない役割からしたら、なかなか目標まで到達していないということだと思いますので、企業の人手不足の対応と併せてですが、やはりそこも十分に今後果たせるように是非努力をお願いしたいと思います。

委員長（会長）

それは要望ということでもいいですか。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

はい。

委員長（会長）

では、ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

所管事項についての質疑は終了しました。

以上で産業労働部関係の質疑を終了します。

本日はこれをもって散会し、12月20日、木曜日の予算特別委員会終了後に委員会を開き、付託案件について討論、採決を行います。

散会いたします。

午前11時54分 散会

平成30年12月20日（木曜日）

本日の会議案件

1 議案第211号

公の施設の指定管理者の指定について
(討論・採決) (原案を可とすべきもの)

2 議案第212号

公の施設の指定管理者の指定について
(討論・採決) (原案を可とすべきもの)

3 所管事項調査の継続

(継続決定)

本日の出席状況

出席委員

委員長	佐藤賢一郎
副委員長	鈴木雄大
委員	小田美恵子
委員	近藤健一郎
委員	三浦英一
委員	小原正晃
委員	加賀屋千鶴子

書記

議会事務局議事課	藤澤直洋
議会事務局政務調査課	佐藤忍
観光文化スポーツ部観光戦略課	山内雅絵
産業労働部産業政策課	伴藤崇

会議の概要

午後1時36分 開議

出席委員

委員長	佐藤賢一郎
副委員長	鈴木雄大
委員	小田美恵子
委員	近藤健一郎
委員	三浦英一
委員	小原正晃
委員	加賀屋千鶴子

説明者

観光文化スポーツ部長	佐々木 司
観光文化スポーツ部次長	嘉藤 正和
観光文化スポーツ部次長	恵比原 史
インバウンド推進統括監	益子 和秀
観光文化スポーツ部参事 (兼)スポーツ振興課長	飯坂 尚登
観光戦略課長	石黒 道人
産業労働部長	水澤 聡

産業労働部次長	石川 聡
産業労働部次長(兼)	
産業技術センター副所長	佐藤 明
新エネルギー政策統括監	石川 浩司
食品産業振興統括監 (兼)観光文化スポーツ部次長	

	吉尾 聖子
産業政策課長	佐藤 徹

委員長

ただいまから本日の委員会を開きます。

初めに、各委員からの発言通告がありませんので、質疑は終局したものと認めます。

本日は、付託案件について、討論、採決を行います。議案第211号及び議案第212号を一括議題とします。

まず、討論を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

討論は、ないものと認めます。

採決いたします。

議案第211号及び議案第212号は、原案のとおり可決すべきものと決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

委員長

御異議ないものと認めます。

議案第211号及び議案第212号は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、所管事項について、閉会中においても調査を継続することとして御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

委員長

御異議ないものと認めます。

よって、所管事項については、閉会中においても調査を継続することと決定されました。

この旨議長に申し出ることといたします。

以上をもちまして、当委員会に付託されました案件の審査はすべて終了いたしました。

本日の委員会を終了します。

閉会いたします。

午後1時37分 閉会